

参考資料

(1) 平成30年度高松市一般廃棄物処理実施計画

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による平成30年度高松市一般廃棄物処理計画の実施計画（以下「実施計画」という。）は、次のとおりとする。

1 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系ごみ 市民の家庭生活から発生するごみ
- (2) 事業系ごみ 市内の事業所等から発生するごみで産業廃棄物以外のもの
- (3) し尿及び浄化槽汚泥（以下第4項、第5項及び第7項において「し尿等」という。）

2 処理区域

高松市内全域

3 家庭系ごみの処理

市民は、家庭系ごみを下記の「ごみの分別と出し方」及び「ごみの収集曜日」に定められた方法により、決められたごみステーションに排出又は市長に申し出なければならない。



市長は、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない。

(1) ごみの分別と出し方

ア 収集区分別のごみの品目例と出し方

収集区分	品目例	排出方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厨芥類 （調理くず、残飯、茶殻、貝殻、卵殻） ・ 紙くず （ちり紙、写真、手紙、はがき） ・ 繊維くず （裁断くず、雑きん、軍手、ぬいぐるみ、毛糸） ・ 木・竹製品 （ほうき、鉛筆、げた、竹くし、箸、ようじ） ・ テープ類 （カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン） ・ 紙おむつ ・ 少量の枝、枯れ葉、落ち葉 	<p>【高松市指定収集袋に入れて出してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦・横・高さがそれぞれ50cm以下のものに限りま ・ 収集袋に入れるごみは一袋重量10kg以下のものに限りま ・ 生ごみは水切りを十分にして出してください。 ・ 紙おむつは汚物を取り除いてください。 ・ 少量の木切れ等はヒモで縛ってください。太さ(直径)5cm以下、束の直径30cm以下、長さ50cm以下、2束以下に限りま ・ 指定収集袋に入らない場合は、指定収集袋(大)を貼付け、巻付け等してください。 ・ 食用油は、布・紙に含ませるか、固形化してください。 ・ 竹串などがったものは、収集のときに危険ですので、紙などに包んでごみ袋に入れ、「危険」と表示してください。

収集区分	品目例		排出方法等
破 砕 ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装でないプラスチック製品 (バケツ、洗面器、歯ブラシ、プラモデル) ・陶磁器類 (茶碗、皿、植木鉢、花瓶) ・皮革・合皮製品 (靴、サンダル、鞆、グローブ、財布) ・ガラスくず (耐熱ガラス、油びん、コップ) ・小型家具 (カラーボックス、座いす、テレビ台、人形ケース) ・小型家電製品 (オーブントースター、アイロン) ・小型金属製品 (やかん、鍋、フライパン、スプーン、アルミホイル) ・複合素材雑貨 (傘、ボールペン、玩具、ちりとり、ポット) 		<p>【高松市指定収集袋に入れて出してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦・横・高さ1m×50cm×50cm以下のものに限りま ・収集袋に入れるごみは一袋重量10kg以下のものに限りま ・カッターの刃、カミソリ、板ガラス、針などの危険なものは、紙等に包んでごみ袋にいれ、「危険」と表示してください。 ・ホースなどの細長いものは50cm以下に切ってください。 ・指定収集袋に入らない場合は、指定収集袋(大)を貼付け、巻付け等してください。
有 害 ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・筒型乾電池 ・蛍光管 ・水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計など水銀使用製品 ・ライター 		<p>【指定収集袋とは別に、透明ポリ袋に入れて出してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎(燃やせない)ごみの収集日に出してください。 ・ライターは中身を使い切って出してください。 ・蛍光管は購入時の段ボールケースなどの容器に入れてください。容器がない場合は、新聞紙で包むなど、割れないようにしてください。 <p>※割れた蛍光灯は透明ポリ袋に入れて、破片が飛散しないように出してください。</p> <p>※透明ポリ袋は、種類ごとに分けて出してください。</p>
紙 ・ 布	新聞紙	新聞紙、折込広告	<p>種類ごとにヒモで十字に縛ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗って、切り開いたものをヒモで束ねてください。 ・内側が白くない紙パックは燃やせるごみに出してください。 ・ヒモで十字に縛るか紙袋に入れてください。 ・紙以外の素材は取り除いてください。 <p>乳白色・半透明のポリ袋に入れてください。</p>
	雑 誌	週刊誌、漫画雑誌、書籍	
	段ボール	段ボール箱	
	紙 パック	牛乳パック、 ジュースパック (ただし、内側の白いもの)	
	紙製容器包装	紙箱、紙袋、包装紙、 手提げ袋、紙缶、台紙、 紙製トレイ	
布・衣類	洋服、和服、下着、シーツ、 タオル		

収集区分	品目例	排出方法等
缶・びん・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール缶 (飲料缶、菓子缶、海苔缶、缶詰、スプレー缶) ・アルミ缶 (飲料缶、スプレー缶) ・ガラスびん (飲料びん、酒びん、インスタントコーヒーびん、化粧びん) ・ペットボトル (飲料用、酒用、しょうゆ、みりん、みりん風調味料、めんつゆ、食酢、調味酢用) <p>※ビールびん等リターナブルびん(繰り返し使用(リユース)できるびん)は、原則販売店に返してください。</p>	<p>【乳白色・半透明のポリ袋(1袋40ℓ以下、10kg以下)に入れて出してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチール、アルミ、びん、ペットボトルを分ける必要はありません。 ・中身を使い切り、台所の残り水などで軽くすすいでください。 ・びんとペットボトルはキャップやふたを必ず取り除いてください。ラベルは取り除くようお願いします(びんについては取り除けるものは取り除いてください。) ・ペットボトルは飲料、酒、みりん、みりん風調味料、しょうゆ、めんつゆ、食酢、調味酢用で  の表示があるものに限りです。 ・なべ、フライパンなど缶以外の小型金属製品は破砕(燃やせない)ごみに出してください。 ・コップやガラスなどのびん以外のガラス製品は破砕(燃やせない)ごみに出してください。 ・スプレー缶は中身を使い切り、必ず穴を開けてください。(穴開けは、必ず火の気のない風通しの良い屋外で行ってください。)
プラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ラップ類 (トレイのラップ、電池などのフィルム状の包装) ・ポリ袋 (お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋) ・カップ類 (カップ麺の容器、プリンなどのデザート容器) ・パック類 (惣菜、卵、豆腐などのパック) ・ボトル類 (洗剤、シャンプーなどのボトル) ・チューブ類 (ケチャップやわさびなどのボトル) ・食品トレイ、発泡スチロール ・プラスチック製のふた・キャップ 	<p>【乳白色・半透明のポリ袋(1袋40ℓ以下)に入れて出してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を入れたり包んだりしているものに限りです。バケツやホースなどのプラスチック製品は破砕(燃やせない)ごみに出してください。 ・中身を使い切り、汚れを取り除いてください。 ・中身や汚れを取り除けないものは破砕(燃やせない)ごみに出してください。 ・プラスチック以外の素材でできたキャップやふたは取り外して破砕(燃やせない)ごみに出してください。 ・飲料、酒、みりん、みりん風調味料、しょうゆ、めんつゆ、食酢、調味酢用ペットボトルで  の表示があるものは缶・びん・ペットボトルの日にしてください。 ・二重袋でごみを出さないようにしてください。 <p>※二重袋とは…レジ袋などを小袋として使い、まとめてごみ袋に入れること。</p>

収集区分	品目例	排出方法等
臨時・粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・大型家具 (ベッド、カーペット、ソファ、本箱、たんす) ・大型家電製品 (ファンヒーター、こたつ) ・大型日用品 (布団、自転車、衣装ケース) ・その他 (焼却灰、鉄アレイ、草刈り機(家庭用)) ・特定家庭用機器再商品化法対象品目 (テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) 	<p>ごみステーションには出せませんので、西部クリーンセンター又は、南部クリーンセンターに自己搬入するか、粗大ごみ受付センター (Tel 834-0366) へ申し込んでください。</p> <p>※搬入できない物や、数量制限等がありますので、事前に各施設にお問い合わせください。</p> <p>※特定家庭用機器再商品化法対象品目は市の施設に搬入することはできません。</p> <p>※特定家庭用機器再商品化法対象品目が不用になったときは、リサイクルの費用と収集運搬の費用を負担して販売店に引取りを依頼してもらうか、指定引取場所へ自己搬入してください。引取ってもらえない場合や指定引取場所へ自己搬入できない場合は、粗大ごみ受付センターへお申込みください。</p> <p>※臨時・粗大ごみ処理手数料は別紙のとおり臨時・粗大ごみ収集は有料(品目別)ですが、特定家庭用機器再商品化法対象品目を除いて収集への立会は不要です。</p>

収集区分	品目例	排出方法等
使用済小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラ ・ビデオカメラ ・携帯型ゲーム機 ・据置型ゲーム機 ・電話機 ・ポータブルラジオ ・ポータブルDVDビデオ ・MDプレーヤ ・デジタルオーディオプレーヤ （フラッシュメモリ） ・デジタルオーディオプレーヤ （HDD） ・CDプレーヤ ・テープレコーダ（デッキを除く） ・ICレコーダ ・電子辞書 ・電卓 ・カーナビゲーションシステム ・VICSユニット ・ETC車載ユニット ・携帯電話（情報通信端末を含む） ・公衆用PHS端末 ・電子機器付属品（リモコン、ACアダプター、ケーブル、充電器等） 	<p>【回収ボックスに直接入れてください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスの投入口（40cm×20cm）に入らないものは持ち込みできません。 ・一度回収した小型家電を返却することはできません。 ・個人情報事前に消去してください。 ・異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。 ・回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内をお願いします。 ・CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。 ・取り外し可能な電池は、取り外してください。 <p>【回収ボックス設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市役所（1階ロビー） ・総合センター（勝賀・牟礼・香川・国分寺） ・支所（山田・塩江・庵治・香南） ・コミュニティセンター （太田・古高松・林・仏生山・一宮・多肥・円座・弦打・鶴尾・木太南） ・環境業務センター ・ゆめタウン高松 ・ヤマダ電機テックランド高松春日本店

イ ごみの搬入先

(ア) 南部クリーンセンター（土・日曜日、年末年始は休み）

所在地：高松市塩江町安原下第3号2084番地1（TEL 890-2190）

ごみの種類	曜日	搬入時間
燃やせるごみ	月～金曜日（祝・休日可）	8:30 ～ 16:30
燃やせないごみ （破碎ごみ、粗大ごみ、缶・びん・ペット ボトル、プラスチック容器包装、紙・布）	月～金曜日（祝・休日可）	8:30 ～ 16:00

(イ) 西部クリーンセンター（日曜日、祝・休日、年末年始は休み）

所在地：高松市川部町930番地1（TEL 885-2727）

ごみの種類	曜日	搬入時間
燃やせるごみ	月～金曜日	8:30 ～ 16:30
	土曜日	8:30 ～ 12:00
燃やせないごみ （破碎ごみ、粗大ごみ）	土曜日のみ	8:30 ～ 12:00

ウ 市で収集できないもの

区分	品目例
危険・有害物 （市の施設に搬入もできません。）	<ul style="list-style-type: none"> 有害・有毒性を有する物 （農薬・薬品） 引火性を有する物 （廃油、塗料、溶剤、火薬、ガスボンベ、未使用花火） 危険性を有する物 （注射針、注射器）
運搬・処理困難物 （市の施設に搬入もできません。）	<ul style="list-style-type: none"> 重量物 （ピアノ、耐火金庫） 処理困難物 （鉄筋、鋼管）
事業系一般廃棄物 （産業廃棄物は、市の施設に搬入できません。）	<ul style="list-style-type: none"> 事務所・商店・工場等から事業活動に伴って排出される廃棄物 ※一般家庭でも建設工事（新築、改築、解体撤去）で発生したものは事業系廃棄物となります。 （例：浴槽、流し台、温水器、建具、畳など） ※農業用の農機具や漁業用の魚網なども事業系廃棄物となります。
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの （市の施設に搬入もできません。）	ニカド電池、ボタン電池 デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン、消火器、オートバイ、FRP船

エ ごみの収集曜日

区 分 校(地)区	燃やせる ご み 【毎週】	破碎ごみ ・ 有害ごみ	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 包 装 【毎週】	缶・びん・ ペットボトル	紙 ・ 布
新番丁(日新・二番丁) 亀阜、庵治、牟礼北部	月曜日 木曜日	第2・4 金曜日	水曜日	第1・3 火曜日	第2・4 火曜日
高松第一(松島・築地・新 塩屋町)、花園、 新番丁(四番丁)、塩江	火曜日 金曜日	第2・4 月曜日	水曜日	第1・3 木曜日	第2・4 木曜日
栗林、太田、 香川(浅野)	月曜日 木曜日	第1・3 金曜日	水曜日	第2・4 火曜日	第1・3 火曜日
鶴尾、一宮、円座、 川岡、香川(川東)	月曜日 木曜日	第1・3 火曜日	水曜日	第2・4 金曜日	第1・3 金曜日
木太、林、多肥、 国分寺南部	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	水曜日	第2・4 木曜日	第1・3 木曜日
屋島、古高松、 牟礼南部	火曜日 金曜日	第2・4 木曜日	水曜日	第1・3 月曜日	第2・4 月曜日
檀紙、弦打、香西、 鬼無、下笠居、 国分寺北部	月曜日 木曜日	第2・4 火曜日	水曜日	第1・3 金曜日	第2・4 金曜日
前田、三谷、川添、 仏生山、川島、十河、 西植田、東植田、 香南、香川(大野)	火曜日 金曜日	第1・3 木曜日	水曜日	第2・4 月曜日	第1・3 月曜日

※ 土・日曜日と年末年始は原則として収集がありません。

※ 祝・休日も収集します。

※ ごみの分別と出し方のマナーを守って出してください。

※ 決められたごみステーションへ当日の朝8時までに出してください。

※ 「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は、高松市指定収集袋に入れて出してください。

(2) 前号の規定による家庭系ごみ以外のごみで、市長が必要と認める次のものについては、市が別途対応する。

ア 町内及び河川等の一斉清掃等ごみ

地域住民の公共の場所の清掃により生じたごみ

イ 不法投棄ごみ

公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの

ウ その他

環境保全上、処理が必要なもの

4 事業系ごみの処理

- (1) 事業者は、ごみの発生抑制、再生利用等により、積極的にごみの減量に努めるとともに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。
- (2) 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を行った後、一般廃棄物についてのみ市長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、搬入前に事業者は分別等により当該事業系ごみの資源化・減量に努めなければならない。
- (3) 事業者は、自ら市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（し尿等を除く。）に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。

この場合も、前号の規定によるごみの分別等を適正に行わなければならない。

- (4) 許可業者（し尿等を除く。）

市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬又は処分を行わなければならない。

- (5) 一般廃棄物収集運搬業（し尿等を除く。）の許可の方針について

一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

5 し尿等の処理

- (1) 市民は、し尿のくみ取り及び浄化槽の清掃をしようとする場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみを除く。）及び浄化槽清掃業者に委託するなど、適正に処理を行うものとする。

- (2) 許可業者（ごみを除く。）

市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者は、常に生活環境衛生の向上と市民サービスの徹底を図り、衛生的に業務を行わなければならない。

- (3) 一般廃棄物収集運搬業（ごみを除く。）の許可の方針について

一般廃棄物の収集量が減少傾向である中、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

6 ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画等

(1) ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類 (収集区分)	収集・運搬計画						処理計画							
	収集主体	収集区域	収集・運搬量	収集回数	収集方法	排出容器等	中間処理		最終処理					
							処理主体	処理方法	処理主体	処理方法				
家庭系ごみ	燃やせるごみ	委託業者	市内全域	55,200 t	週2回	ステーション方式	高松市指定収集袋	市	焼却	市	埋立			
	破碎ごみ	直営委託業者		6,300 t	月2回			電話申込みによる戸別収集方式(シール制)	収集車両の進入できる所まで持ち出す。	市委託(事務組合)	破碎・資源化	市	埋立	
	臨時・粗大ごみ	直営		700 t	随時	清掃場所での収集	市			焼却				破碎・資源化
	清掃ごみ			100 t										
				100 t										
	有害ごみ (筒型乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター等)	直営委託業者		70 t	月2回	ステーション方式	筒型乾電池・水銀体温計・ライター等は透明ポリ袋、蛍光灯はダンボールケース	委託業者	資源化	—	—			
	使用済小型家電	直営		2 t	随時	回収ボックス方式	回収ボックスへ直接投入	委託業者	資源化	—	—			
	犬、猫等の死体	直営		2,000体	随時	電話申込みによる戸別収集方式	収集・運搬しやすいように袋等の容器に入れておく。	市	焼却	市	埋立			
	紙・布	(新聞紙) (雑誌) (段ボール) (紙パック) (紙製容器包装) (布・衣類)		委託業者	17,200 t	月2回	ステーション方式	布・衣類は高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋 それ以外はヒモで十字に縛る。 (紙製容器包装のみヒモで十字に縛るか紙袋に入れる。)	市委託業者	資源化	—	—		
		缶・びん・ペットボトル		直営委託業者	5,500 t	月2回			高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋				市委託業者	
プラスチック容器包装		直営委託業者	5,600 t	週1回										
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者 自己搬入	50,600 t	—	—	高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋	市	焼却	市	埋立				
	破碎ごみ		4,300 t				市	破碎・資源化	市	埋立				
	缶・びん・ペットボトル		0 t				市	資源化	—	—				

※ 高松市指定収集袋 ごみ排出容器は、次の規格の袋とする。
 ① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色、半透明(1%以下) ③ 大きさ 大(400相当)中(300相当)小(200相当)特小(100相当)超特小(50相当)

※ ごみ袋の指定 ごみ排出容器は、次の規格の袋を基準とする。
 ① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色、半透明(1%以下) ③ 大きさ 400以下(事業系ごみの場合900以下) ④ 重さ 10kg以下

※ 収集回数 女木・男木、東植田地区の一部及び塩江町地区山間部については、上記の収集回数が異なる。

※ 収集日 年末年始を除き祝・休日にも収集を行う。

※ 特定家庭用機器再商品化法指定品目 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、販売店での回収を原則とし、引き取ってもらう販売店がない場合のみ、市が収集し、指定引取場所に搬入する。

(2) 排出抑制施策等

ア 家庭系

区分	事業名	事業内容	
リ デ ユ ー ス ・ リ ユ ー ス	新規	食品ロスの現状把握	家庭から発生する食品ロスの発生量の調査や市民アンケート調査などにより食品ロスの現状を把握する。
	拡充	食品ロスなど食品廃棄物の減量取組の周知	食品ロス対策や生ごみの減量に効果のある3きり（使いきり・食べきり・水きり）の啓発リーフレット等を作成・配布するなど、食品廃棄物の減量取組の周知を行う。
	継続	ごみ減量ハンドブックの活用	NPO等と協働で作成した、ごみ減量の方法を紹介したハンドブックを活用し、啓発を行う。
	継続	生ごみ処理機等普及事業	生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入者に助成する。
	継続	マイボトル、マイバック持参運動	身近にできるエコ活動として、マイボトル・マイバック持参運動の周知啓発を行う。
	継続	レジ袋等の削減推進	レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。
	継続	家庭系ごみ有料化事業	平成16年10月から4種類の指定収集袋で運用していたが、平成28年10月から高齢者の単独世帯など、ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、50サイズ（超特小）の指定収集袋を加え、5種類で運用する。
	継続	ごみ収集カレンダーの発行とごみ収集カレンダーの内容をホームページに掲載	ごみの収集日程のカレンダーを地区別に作成し、自治会等を通じて配布する。また、カレンダーの内容をホームページに掲載する。
	継続	ごみ減量・資源化啓発	より一層のごみ減量・資源化が喫緊の課題であることから、平成27年に作成・配布した「ごみ減量・資源化啓発リーフレット」等を通じて、引き続き、広く市民・事業者に協力を呼びかけるなど、ごみ減量・資源化の啓発を行う。
	継続	高松市のごみとリサイクルの状況の発行	高松市のごみとリサイクルの現状に対する理解と認識を深めるためのリーフレットを作成する。
継続	施設見学会、リサイクル体験学習	クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。	

区 分		事 業 名	事 業 内 容
リデュース・	継 続	小学校社会科副読本発行	学校教育を通じて正しいごみの出し方とごみの減量・資源化の必要性の認識を高めてもらうため、小学校社会科研究会の協力により副読本を編集・発行する。
	継 続	広報紙への掲載	随時、「広報たかまつ」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。
リサイクル	継 続	紙ごみをはじめペットボトル、プラスチック容器など資源ごみの分別徹底のための啓発	紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装をはじめ資源ごみの分別・出し方について、ホームページ、広報たかまつ等の広報媒体を積極的かつ有効に活用するなど、広く市民に、理解と協力を訴え、更なるごみの分別、リサイクルの周知・啓発を継続実施する。
	継 続	分別ガイドブックの作成及びホームページへの掲載	ごみの分別の意識をより高め、正しいごみの排出を促進するため、ごみ分別ガイドブックを作成し、希望者に配布するとともに、自宅でも印刷可能なものとして、ホームページに掲載する。また、ガイドブックの簡易版、およびその外国語版（英語、中国語、韓国語）も同様にホームページに掲載する。
	継 続	高松市ごみ分別アプリ配信	市民へのごみ出し、分別の情報提供の新たな手段として、また、新たな啓発ツールとして、平成 28 年度に運用開始したごみ分別アプリの配信を継続実施し、利用者の拡大を図る。
	継 続	使用済小型家電リサイクル事業	レアメタルや貴金属などの資源の再資源化や最終処分量の減量化を図るため、使用済小型家電を回収する。
	継 続	高松市リサイクル推進員制度	ごみ減量化に熱意と識見を有する者を引き続き高松市リサイクル推進員として、地域のごみ減量活動のリーダーとして活動してもらう。

イ 事業系

区 分		事 業 名	事 業 内 容
リデュース・リユース	継 続	マイボトル、マイバック持参運動	マイボトル・マイバック持参運動の周知啓発を行う。
	継 続	レジ袋等の削減推進	レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。
	継 続	事業系破碎ごみの適正排出に係る指導強化	事業系破碎ごみの排出事業者に対し、適正排出についての指導強化を図る。
	拡 充	事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル	「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」を見直し、事業者に適正処理に関しての情報提供・啓発をする。

区 分		事 業 名	事 業 内 容
リ デ ュ ー ス ・ リ ユ ー ス	継 続	地球にやさしいオフィス・店登録制度	ごみの減量化等に取り組む事業所・店舗を「地球にやさしいオフィス・店」として市に登録する。
	継 続	地球にやさしいオフィス・店のうち、優秀な事業者を表彰、紹介	地球にやさしいオフィス・店の優秀な取組をしている事業者の表彰、紹介を行う。
	継 続	多量排出事業者の減量計画書の提出	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量計画書の提出を求め、計画に基づくごみの減量を促進する。
	継 続	多量排出事業者のうち優秀な事業者を表彰、紹介	多量排出事業者のうち、優秀な取組をしている事業者の表彰、紹介を行う。
	継 続	高松市のごみとリサイクルの状況の発行	高松市のごみとリサイクルの現状に対する理解と認識を深めるためのリーフレットを作成する。
	継 続	施設見学会、リサイクル体験学習	クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。
	継 続	広報紙への掲載	随時、「広報たかまつ」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。
リ サ イ ク ル	継 続	展開検査	適正排出を周知するため、施設に持ち込まれたごみの確認・指導を行う。

ウ 関連施策

区 分		事 業 名	事 業 内 容
適 正 排 出	継 続	家庭のパソコン・消火器・二輪車(50CC以下)の適正排出の啓発	家庭のパソコン・消火器・二輪車は、メーカー等がリサイクルシステムを構築し、再資源化を行っていることから、家庭で不要になったパソコン・消火器・二輪車は、それぞれのリサイクルシステムを利用し、適正な処理をするよう、市民に周知・啓発等を行う。
	継 続	大型家電製品等の不法投棄対策	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機などの大型家電製品等の不法投棄対策として、引き続き、市民へ適正な処理の周知・啓発等を行う。また、特に不法投棄が多く見られる場所については、パトロールを強化するとともに、警察をはじめ関係機関や地域住民と連携をさらに強化し、不法投棄防止を図る。
	継 続	カセットボンベ・ライター等の適正排出の啓発	カセットボンベ・ライター等の混入により、ごみ収集車やごみ処理施設・再生処理施設での火災が多発していることから、市民へ適正な処理の周知・啓発等を行う。

(3) 資源化の方法及び量

品 目	資 源 化 の 方 法	再資源化量 (排出量)
金 属 類	缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、金属類を再生業者へ売却し、資源化する。 破砕ごみを、破砕施設で破砕し、鉄類・アルミ類を回収した後、再生業者へ売却し、資源化する。	555 t
ガ ラ ス 類	缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、ガラス類を容器包装リサイクル法の再商品化事業者へ引渡し、又は再生業者へ売却もしくは処理委託し、資源化する。	1,336 t
ペ ッ ト ボ ト ル	缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、ペットボトルを容器包装リサイクル法の再商品化事業者へ引渡し、又は再生業者へ売却し、資源化する。	342 t
プ ラ ス チ ッ ク 類	容器包装プラスチック類を選別施設で選別等を行った後、プラスチック類を容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は再生業者へ引渡し、資源化する。	3,360 t
紙 類	問屋に売却又は、処理委託し、資源化する。	15,609 t
布 類	問屋に処理委託し、資源化する。	1,501 t
有 害 ご み	再生業者へ処理委託し、資源化する。	60 t
使用済小型家電	小型家電回収ボックスで回収したもの及び南部クリーンセンター・西部クリーンセンターでピックアップ回収※ ¹ したものを再生業者へ処理委託し、資源化する。	4 t 内訳 回収ボックス 2 t ピックアップ回収 2 t
溶 融 固 化 物	市発注の公共事業の埋戻材として利用する。	1,200 t
溶 融 飛 灰	製錬所に処理委託し、資源化する。	1,897 t

※1 ピックアップ回収とは、従来の区分により回収した一般廃棄物から、使用済小型家電を選別する方式です。

(4) 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
事業主体	高松市	高松市
所在地	高松市塩江町安原下第3号 2084番地1	高松市川部町930番地1
型式	連続式流動床炉型ガス化熔融方式	全連続燃焼ストーカ方式
公称能力	100t/24h×3基	140t/24h×2基
処理量	60,800 t	60,300t
内 訳	搬入量	53,400 t
	破碎可燃・ 破碎残さ	5,500 t
	布残さ	-----
	プラ減溶物・ プラ残さ	1,900 t
焼却灰・ 熔融固化物	2,201 t	8,860t
残さ処分方法	埋立処分	埋立処分
備考	※余熱利用 (1)場内給湯及び冷暖房並びに温浴施設への温水供給 (2)自家発電(2,800kW)	※余熱利用 (1)場内給湯並びにかわなベスポーツセンター温水プール及びかわなべ荘に温水供給 (2)自家発電(3,000kW) ※処理量等には綾川町分を含む

イ 破碎施設

施設名	南部クリーンセンター	西部クリーンセンター	
事業主体	高松市	高松市	
所在地	高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1	
型式	1次 二軸せん断機 2次 回転衝撃式	横型回転式破碎機	
公称能力	35t/5h×1基	100t/5h×1基	
処理対象物	破碎ごみ、粗大ごみ	破碎ごみ、粗大ごみ	
処理量 (高松市搬入分)	6,190 t	6,600 t	
内訳	搬入量	5,490 t	6,600 t
	破碎梱包	700 t	-----

ウ 選別施設

施設名	南部クリーンセンター		
事業主体	高松市		
所在地	高松市塩江町安原下第3号2084番地1		
処理対象物	缶・びん・ペットボトル	プラスチック容器包装	紙・布
型式	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式	
公称能力	23.3t/日(5h)	11.7t/日(5h)	1.9t/日(5h)
処理量	2,700 t	2,120 t	90 t
内訳	搬入量	2,700 t	90 t
		2,120 t	

(5) 最終処分計画

ア 最終処分場

施設名	高松市一般廃棄物 陶最終処分場 第3処分地	
事業主体	高松市	
所在地	綾歌郡綾川町陶5001番地	
埋立面積	19,100m ² (第1期) 36,000m ² (全体)	
埋立容量	174,000m ³ (第1期) 335,000m ³ (全体)	
残余容量 (H29年度末見込み)	153,600m ³	
浸出水処理設備	凝集沈殿	
処分量	5,610 t	
内訳	直接搬入	10 t
	破砕処理施設経由	1,200 t
	資源物選別施設経由	1,200 t
	焼却残さ(焼却灰)	-----
	溶融固化物	1,200 t
	焼却不適	2,000 t
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	4,500m ³	
埋立方法	セル方式	

施設名	南部クリーンセンター埋立処分地	
事業主体	高松市	
所在地	高松市塩江町安原下第3号973番地	
埋立面積	43,800m ²	
埋立容量	472,200m ³	
残余容量 (H29年度末見込み)	88,700m ³	
浸出水処理設備	カルシウム除去+脱窒素活性汚泥法+凝集沈殿 +砂ろ過+マンガン除去+活性炭吸着	
処分量	9,090 t	
内訳	直接搬入	-----
	破砕処理施設経由	-----
	資源物選別施設経由	-----
	焼却残さ(焼却灰)	8,860 t
	溶融固化物	230 t
	焼却不適	-----
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	7,500m ³	
埋立方法	サンドイッチ方式	

(6) 特別管理一般廃棄物の処理

ア 特別管理一般廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成。以下「マニュアル」という。）により処理する。

イ 感染性廃棄物は、当該医療機関等の施設内でマニュアルに従い処理する、又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する業者（感染性産業廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。）に委託して処理する。

(7) その他

ア 在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、人工透析器具（鋭利物）等の医療系廃棄物については、原則、当該器具等を投与し、又は販売した医療機関等に返却し、マニュアルに従って処理する。

イ マンション等で生ごみをディスポーザーにより一括処理した後の汚泥については、含水率を50%以下にした上で可燃ごみとして処理する。

7 生活排水処理実施計画（し尿等処理計画）

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア 収集・運搬計画

収集種類	し尿	浄化槽汚泥																		
収集区域	市内全域（区域割による）	市内全域（一部区域割による）																		
収集主体	許可業者 ※一覧表のとおり																			
収集・運搬量 （排出量）	10,751kℓ	37,967kℓ																		
収集回数	原則として月1回	法で定める回数																		
収集方法	クリーンバキューム車両により戸別収集し、貯留槽又は衛生センターに搬入																			
貯留槽 （収集車両 搬入施設）	<table border="0"> <tr> <td>塩江町貯留槽</td> <td>110m³</td> <td>高松市塩江町安原下第1号382-1</td> </tr> <tr> <td>香川町貯留槽</td> <td>304m³</td> <td>高松市香川町安原下第3号2273-6</td> </tr> <tr> <td>庵治町貯留槽</td> <td>80m³</td> <td>高松市庵治町3319-3</td> </tr> <tr> <td>国分寺町貯留槽</td> <td>125m³</td> <td>高松市国分寺町新名2215-6</td> </tr> <tr> <td>女木町貯留槽</td> <td>40m³</td> <td>高松市女木町字牛カケ805-2</td> </tr> <tr> <td>男木町貯留槽</td> <td>30m³</td> <td>高松市男木町字大井104番10</td> </tr> </table>	塩江町貯留槽	110m ³	高松市塩江町安原下第1号382-1	香川町貯留槽	304m ³	高松市香川町安原下第3号2273-6	庵治町貯留槽	80m ³	高松市庵治町3319-3	国分寺町貯留槽	125m ³	高松市国分寺町新名2215-6	女木町貯留槽	40m ³	高松市女木町字牛カケ805-2	男木町貯留槽	30m ³	高松市男木町字大井104番10	(H30年6月整備予定)
塩江町貯留槽	110m ³	高松市塩江町安原下第1号382-1																		
香川町貯留槽	304m ³	高松市香川町安原下第3号2273-6																		
庵治町貯留槽	80m ³	高松市庵治町3319-3																		
国分寺町貯留槽	125m ³	高松市国分寺町新名2215-6																		
女木町貯留槽	40m ³	高松市女木町字牛カケ805-2																		
男木町貯留槽	30m ³	高松市男木町字大井104番10																		
処理施設への 運搬方法	衛生センターへ直接搬入する。 貯留槽への搬入分は、委託により衛生センターへ中継輸送を行う。																			

※ 許可業者一覧表

許可業者	許可台数（台）	所在地
高松清掃株式会社	13	高松市亀岡町14番11号
株式会社 高松衛生社	8	高松市浜ノ町33番5号
農協清掃株式会社	8	高松市上之町一丁目9番11号
株式会社 新日本清掃	5	高松市福岡町三丁目6番36号
株式会社 三木山田清掃	2	木田郡三木町大字池戸2960番地
有限会社 東讃清掃	2	さぬき市長尾東3164番地
国分寺衛生社	2	高松市国分寺町柏原993番地6
合計	40	

イ 中間処理計画

施設名	衛生センター
事業主体	高松市
所在地	高松市朝日町五丁目5番56号
処理方法	し渣等除去後、東部下水処理場に移送
処理能力	378kℓ/日
搬出量	東部下水処理場に 68,950kℓ (三木町、綾川町受託分及び処理水を含む。)
し 渣	300 t (一般廃棄物焼却施設において焼却処理)
沈 砂	10 t (衛生センターで洗浄後、陶最終処分場において埋立処分)
汚 泥	144 t (民間の一般廃棄物処理施設において焼却後埋立処分)

ウ 最終処分計画

施設名	東部下水処理場
事業主体	高松市
所在地	高松市屋島西町2366番地6
処理方式	水処理 標準活性汚泥法 汚泥処理 分離濃縮+消化+脱水 ※衛生センターから移送されるし尿等を汚泥処理系統に投入し、下水と共同処理する。
処理能力	83,330 m ³ /日
脱水汚泥	セメント原料及びコンポスト原料として民間業者に処理委託

(2) し尿収集運搬業等許可手数料

種 別	単 位	手 数 料 額
し尿収集運搬業	1 件	1 万円
浄化槽清掃業	1 件	1 万円

臨時・粗大ごみ手数料

	品 目	手数料額	
1	お	オルガン	2,040円
		温水器	
	か	介護用ベッド枠	
	そ	ソファ（スプリング入りで、2人掛け用以上のもの）	
		ソファベッド（スプリング入りのもの）	
	て	電子ピアノ	
		電動式車いす	
	に	二段ベッド	
	ほ	ボイラー	
	ま	マットレス（スプリング入りのもの）	
	も	物置（建坪が1坪以下で、解体されたもの）	
よ	浴槽		
2	し	自動車用タイヤ（内径が16インチを超えるもの）	1,530円
3	お	オープン（20キログラムを超えるもの）	1,020円
		温風機（20キログラムを超えるもの）	
	か	カーペット（これに類するものを含む。）（8畳を超えるもの）	
		学習机	
	き	鏡台（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		金属製扉	
	け	げた箱（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		健康増進関連機器（20キログラムを超えるもの）	
	さ	サイドボード（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		座卓	
	し	自動車用タイヤ（内径が16インチ以下のもの）	
		食卓（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		食器棚（1メートル×1メートルを超えるもの）	
	す	スチール机	
		ステレオセット	
	せ	洗面化粧台	
	そ	ソファ（スプリング入りで、1人掛け用のもの）	
		ソファ（スプリング無しで、2人掛け用以上のもの）	
		ソファベッド（スプリング無しのもの）	
	た	畳（1畳）	
		棚（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		たんす（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		ダンベル（20キログラムを超えるもの）	
	て	テーブル（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		電子レンジ（20キログラムを超えるもの）	
		電動式自転車	
	な	流し台（幅1メートルを超えるもの）	
	は	パイプベッド	
		バッテリー（乗用車又は自動二輪車用のもの）	
	ふ	風呂釜	
	へ	ベッド枠	
ほ	本箱（1メートル×1メートルを超えるもの）		

	ま	マッサージ器 (いす式のもの)	1,020円
	み	ミシン (足踏み式のもの)	
	れ	冷風機 (20キログラムを超えるもの)	
		レンジ台 (米びつ付きのもの)	
4	あ	アイロン台	510円
		アコーディオンカーテン	
		編み機	
		網戸 (2枚)	
	い	衣装ケース	
		いす	
		板くず (角材を含む。) (3袋)	
		犬小屋 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	お	オーディオラック	
		オーブン (20キログラム以下のもの)	
		落ち葉 (枯れ草を含む。) (3袋)	
		温風機 (20キログラム以下のもの)	
	か	カーペット (これに類するものを含む。) (8畳以下のもの)	
		角材 (板くずを含む。) (3袋)	
		ガラス (3袋)	
		枯れ葉 (落ち葉を含む。) (3袋)	
		瓦 (3袋)	
	き	脚立	
		鏡台 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	く	草刈り機 (家庭用)	
	け	げた箱 (1メートル×1メートル以下のもの)	
		健康増進関連機器 (20キログラム以下のもの)	
	こ	小石 (土又は砂を含む。) (3袋)	
		こたつ	
		碁盤	
		米びつ	
	さ	座いす	
		サイドボード (1メートル×1メートル以下のもの)	
		座机	
		サッシ (2枚)	
		座布団 (5枚)	
	し	自転車	
		将棋盤	
		障子 (2枚)	
		条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物 (厨芥類を除く。) (3袋)	
		食卓 (1メートル×1メートル以下のもの)	
		食器棚 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	す	スキー板	
		すだれ	
		砂 (土又は小石を含む。) (3袋)	
		スノーボード	
		炭 (3袋)	
	せ	石油ストーブ	
		石油ファンヒーター	
剪定ごみ (3束)			
扇風機			

	洗面台（化粧台無しのもの）	510円
そ	ソファ（スプリング無しで、1人掛け用のもの）	
た	畳（0.5畳）	
	棚（1メートル×1メートル以下のもの）	
	たんす（1メートル×1メートル以下のもの）	
	ダンベル（20キログラム以下のもの）	
ち	チャイルドシート	
つ	土（砂又は小石を含む。）（3袋）	
て	テーブル（1メートル×1メートル以下のもの）	
	鉄アレイ	
	テレビ台	
	電気カーペット	
	電子レンジ（20キログラム以下のもの）	
と	トタン板（波板を含み、各辺1メートル以下のもの）（3枚）	
な	流し台（幅1メートル以下のもの）	
	波板（トタン板を含み、各辺1メートル以下のもの）（3枚）	
は	灰（3袋）	
	パソコンラック	
	肌布団（布団又は毛布を含む。）（6枚（布団は1枚を肌布団2枚として換算））	
	ハンガースタンド	
ふ	ふすま（2枚）	
	布団（毛布又は肌布団を含む。）（3枚（毛布又は肌布団は2枚を布団1枚として換算））	
	ブラインド	
	ブロック（5個）	
へ	ベビーカー	
	ベビーベッド枠	
ほ	ボーリングのボール	
	本箱（1メートル×1メートル以下のもの）	
ま	マットレス（スプリング無しで、厚手のもの）	
	マットレス（スプリング無しで、薄手のもの）（3枚）	
み	ミシン（足踏み式以外のもの）	
も	毛布（布団又は肌布団を含む。）（6枚（布団は1枚を毛布2枚として換算））	
	木製扉（2枚）	
	木製の簡易な3段ボックス又はこれに類するもの	
	木製の簡易な机又はこれに類するもの	
	物干しざお（3本）	
	物干しスタンド	
	物干し台	
よ	よしず	
れ	冷風機（20キログラム以下のもの）	
	れんが（10個）	
	レンジ台（米びつ無しのもの）	
ろ	ロールカーテン	
わ	ワゴン	

備考

- 1 手数料額は、1品目につき1個当たりの額とする。ただし、括弧内に数量を定めているものについては、その数量当たりの額とする。

- 2 「1メートル×1メートルを超えるもの」とは幅、高さ及び奥行き各寸法のうち2以上が1メートルを超えるものをいい、「1メートル×1メートル以下のもの」とは、当該各寸法のうち2以上が1メートル以下のものをいう。
- 3 この表に掲げる品目以外の家庭系一般廃棄物については、当該家庭系一般廃棄物の特性、その収集、運搬又は処分に要する費用等を勘案して、この表の手数料額の区分ごとに、市長が別にその品目を定める。
- 4 括弧内の数量の単位に係る規格は、次のとおりとする。

品 目	規 格
網戸（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
板くず（角材を含む。） （3袋）	板くず（角材を含む。）は厚さ5センチ以下でかつ長さ50センチ以下とする。 1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
落ち葉（枯れ草を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ガラス（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
瓦（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
サッシ（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
障子（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物（ <small>ちゅうがい</small> 厨芥類を除く。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以内でかつ重さ10キログラム以内とする。
炭（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
<small>もみ</small> 剪定ごみ（3束）	1束は、束の直径が30センチメートル以下でかつ長さ50センチメートル以下とする。
土（砂又は小石を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
灰（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ふすま（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
ブロック（5個）	1個は、長さ40センチ、高さ20センチ、厚さ20センチ以下とする。
マットレス（スプリング無しで、薄手のもの） （3枚）	1枚は、長さ2メートル、幅は1メートル60センチ、厚さ10センチ以下とする。
毛布（布団又は肌布団を含む。）（6枚（布団は1枚を毛布2枚として換算））	1枚は、長さ2メートル50センチ、幅は2メートル30センチ以下とする。
木製扉（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
物干しざお（3本）	1本は、長さ5メートル以下とする。
れんが（10個）	1個は、長さ50センチ、高さ25センチ、厚さ7センチ以下とする。

(2) 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

平成 5 年 3 月 25 日 条例第 16 号

改正

平成 8 年 3 月 27 日 条例第 22 号

平成 9 年 3 月 27 日 条例第 25 号

平成 10 年 3 月 26 日 条例第 17 号

平成 10 年 6 月 26 日 条例第 28 号

平成 11 年 7 月 14 日 条例第 19 号

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 15 号

平成 12 年 12 月 25 日 条例第 44 号

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 22 号

平成 16 年 3 月 25 日 条例第 14 号

平成 17 年 9 月 22 日 条例第 90 号

平成 17 年 12 月 21 日 条例第 182 号

平成 21 年 3 月 25 日 条例第 20 号

平成 23 年 9 月 26 日 条例第 40 号

平成 25 年 12 月 25 日 条例第 75 号

平成 26 年 4 月 1 日 用字用語整備施行

平成 28 年 3 月 29 日 条例第 24 号

平成 29 年 3 月 30 日 条例第 10 号

平成 29 年 9 月 27 日 条例第 31 号

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和 47 年高松市条例第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及びその適正な処理を確保するために必要な施策を総合的に推進するとともに、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市長の行う一般廃棄物の適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努め、その適正な処理に関する情報を提供するとともに、一般廃棄物となった製品、容器等を自ら回収する等一般廃棄物を少なくするよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」とい

う。)は、その土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう努めなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物内に、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない。

3 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を利用する者及び当該公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の清潔を保つよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定による一般廃棄物処理計画の実施計画(以下「実施計画」という。)を、毎年度初めに告示するものとする。

2 市長は、年度の途中において実施計画について著しい変更を行ったときは、その都度、告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、実施計画に基づき、家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、実施計画に基づき、その指定する施設に搬入された事業系一般廃棄物を処分するものとする。

(占有者の協力義務等)

第9条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら一般廃棄物を処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に規定する基準に準じて処分しなければならない。

3 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、実施計画に基づき、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市長の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

4 市長は、前項の規定による協力義務が適切に果たされていないと認めるときは、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう指示することができる。

5 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他その適正な処理の確保のために必要な事項を指示することができる。

(減量計画等)

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物)

第11条 市長は、一般廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

3 適正処理困難物を製造、加工、販売する事業者は、自らその製品、容器等の回収に努める等市長が行う一般廃棄物の適正な処理の確保に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理に係る指定収集袋の使用及び申出)

第12条 占有者は、その排出する家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。）の処理を、市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分によって行う場合には、市長が指定する袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 前項の燃やせるごみ及び破碎ごみに該当する家庭系一般廃棄物の品目については、実施計画で定める。

3 占有者は、臨時に家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分（特定家庭用機器廃棄物（家庭系一般廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物に該当するものをいう。以下同じ。）にあつては、収集及び運搬を受けようとするときは、市長に申し出なければならない。

4 占有者は、犬、猫等の死体を自ら運搬しないとき、又は処分しないときは、市長に申し出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市長が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1から別表第2の2までに規定する一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の納付方法は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料は、市長が指定する施設に当該一般廃棄物を搬入した際、納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(2) 別表第1の2に規定する一般廃棄物処理手数料は、指定収集袋の交付を受ける際、納めなければならない。

(3) 別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料は、当該家庭系一般廃棄物の収集のときまでに、規則で定めるところにより、前納しなければならない。

(4) 別表第2の2に規定する一般廃棄物処理手数料は、当該犬、猫等の死体の運搬又は処分の際、納めなければならない。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該許可に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等許可手数料)

第16条 前条第1項の許可については、当該申請の際、別表第3に規定する許可手数料を徴収する。

(審議会の設置)

第17条 一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等を図るため、高松市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条第1項の規定により許可の申請をしている者は、この条例により許可の申請をしたものとみなす。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

- 3 塩江町の編入の際現に塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年塩江町条例第9号。以下「塩江町廃棄物条例」という。）第5条の規定により定められている計画は、同町の編入の日（次項から附則第6項までにおいて「編入日」という。）の属する年度における高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号及び塩江町安原下第3号の区域内の一般廃棄物の処理に関し定められた実施計画とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、編入日前に塩江町廃棄物条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 編入日前に塩江町廃棄物条例第7条の規定によりなされた一般廃棄物の処理の届出に係る手数料については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、塩江町使用料及び手数料条例（昭和31年塩江町条例第19号）の例による。

- 6 編入日前に塩江町使用料及び手数料条例の規定により納付された可燃ごみ及び不燃ごみの処理手数料に係る同条例別表第1に規定するごみ袋は、平成20年3月31日までの間においては、指定収集袋とみなす。

(牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

- 7 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町（以下「5町」という。）の編入の際現に次の各号に掲げる規定により定められている計画は、別に定めるものに係るものを除き、5町の編入の日（次項から附則第15項までにおいて「編入日」という。）の属する年度における当該各号に掲げる区域内の一般廃棄物の処理に関し定められた実施計画とみなす。

- (1) 牟礼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年牟礼町条例第9号。以下「牟礼町条例」という。）第5条 高松市牟礼町大町、牟礼町原及び牟礼町牟礼の区域（以下「旧牟礼町区域」という。）

- (2) 庵治町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年庵治町条例第18号。以下「庵治町条例」という。）第5条 高松市庵治町の区域（以下「旧庵治町区域」という。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年香川町条例第11号。以下「香川町条例」という。）第5条 高松市香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号及び香川町安原下第3号の区域（以下「旧香川町区域」という。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年香南町条例第12号。以下「香南町条例」という。）第5条 高松市香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光の区域（以下「旧香南町区域」という。）
- (5) 国分寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和51年国分寺町条例第19号。以下「国分寺町条例」という。）第5条 高松市国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域（以下「旧国分寺町区域」という。）
- 8 前項に定めるもののほか、編入日前に牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例又は国分寺町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 9 旧牟礼町区域、旧庵治町区域、旧香川町区域、旧香南町区域及び旧国分寺町区域のうち、市長が告示で定める区域で市長が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分（牟礼町条例第9条第1号エの粗大ごみ及び国分寺町条例第7条第1項第2号アの粗大ごみ以外のものについて定期に行うものを除く。）については、平成20年3月31日までの間においては、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例による。ただし、旧香川町区域で行う特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬については、この限りでない。
- 10 次に掲げる袋は、平成20年3月31日までの間においては、指定収集袋とみなす。
- (1) 編入日前に牟礼町条例第9条の規定により納付された手数料に係る同条（第1号イを除く。）に規定する指定ごみ袋又は指定袋
- (2) 編入日前に庵治町条例第9条の規定により納付された手数料に係る同条に規定する指定ごみ袋
- (3) 編入日前に香川町条例第9条第4号の規定により納付された手数料に係る香川町条例別表に規定するごみ袋

- (4) 編入日前に香南町条例の規定に基づき納付された手数料に係る廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成元年香南町規則第17号）第3条第1号(ア)に規定する町が指定した袋
- (5) 編入日前に国分寺町条例第7条第1項第2号アの規定により納付された手数料に係る同号アに規定するごみ袋
- 11 附則第9項の規定により牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例により行うこととされた一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料（牟礼町条例第9条第1号エのポット、トースター及びこれらに類するもの並びに冷蔵庫、洗濯機及びテレビに係るものを除く。）については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、それぞれ牟礼町条例、庵治町条例、香川町条例、香南町条例及び国分寺町条例の例による。牟礼町条例第7条、庵治町条例第7条、香川町条例第7条、香南町条例第7条又は国分寺町条例第7条第1項第2号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る届出が平成20年3月31日以前になされた場合において、同日後に行われる当該届出に係る収集、運搬及び処分に係る手数料についても、同様とする。
- 12 前項の場合においては、次に定めるところによる。
- (1) 牟礼町条例第9条第3号中「50円（ただし、50kg未満は無料」とあるのは、「50円（ただし、指定ごみ袋による場合は無料」と読み替えるものとする。
- (2) 別表第1の2に掲げる指定収集袋（小）は、国分寺町条例第7条第1項第2号アの処理券とみなすことができる。
- 13 附則第11項の規定によりその例によることとされる次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合に限り、適用する。
- (1) 牟礼町条例第9条第3号 旧牟礼町区域内に住所を有する占有者又は旧牟礼町区域内に事業所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
- (2) 牟礼町条例第9条第4号 旧牟礼町区域内に住所を有する占有者がその排出する犬・猫等の死体を規則で定める施設に搬入した場合
- (3) 庵治町条例第9条第2号アからウまで及びオ 旧庵治町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合
- (4) 庵治町条例第9条第2号エ 旧庵治町区域内に事業所を有する占有者がその排出する

事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合

(5) 香川町条例別表ごみ処理手数料の款一般家庭の項 旧香川町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合

(6) 香川町条例別表ごみ処理手数料の款事業所系の項 旧香川町区域内に事業所を有する占有者がその排出する事業系一般廃棄物を規則で定める施設に搬入した場合

(7) 香川町条例別表犬・猫等の死体の収集運搬及び処分手数料の款処分のみ項 旧香川町区域内に住所を有する占有者がその排出する犬・猫等の死体を規則で定める施設に搬入した場合

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1号(イ)及び第2号(イ) (市長が家庭系一般廃棄物を搬入すべき施設を指定して行う場合に限る。) 旧香南町区域内に住所を有する占有者がその排出する家庭系一般廃棄物を当該指定に係る施設に搬入した場合

14 別表第1の2に掲げる指定収集袋で次の各号に掲げる施設に搬入されたものについて第13条第2項第2号の規定により納められた手数料は、当該各号に定める手数料とみなす。

(1) 前項第1号の規則で定める施設 当該指定収集袋に係る容量の家庭系ごみについて附則第11項の規定によりその例によることとされる牟礼町条例第9条第3号(事業系ごみに係る部分を除く。)及び第10条の規定により納められた手数料

(2) 前項第3号の規則で定める施設 当該指定収集袋に係る容量の燃えるごみ及び埋立ごみについて附則第11項の規定によりその例によることとされる庵治町条例第9条第2号ア及びイ並びに第10条の規定により納められた手数料

15 編入前にした香川町条例に違反する行為及び附則第11項の規定により香川町条例の例によることとされる手数料の徴収を免れる行為で編入日以後にしたものに対する罰則の適用については、香川町条例の例による。

附 則 (平成8年3月27日条例第22号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第25号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日条例第17号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年6月26日条例第28号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第15号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第44号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第22号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第14号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は公布の日から、第13条の改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第90号）

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第182号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第20号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第40号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第75号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の別表第1の2及び別表第2に規定する手数料を納付している者に係る既納の手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第24号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月27日条例第31号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

種別	処理区分	手数料額
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 ア 100キログラムまでのものは1,600円 イ 100キログラムを超えるものは1,600円にその超える搬入量20キログラムまでごとに320円を加算した額 (2) 規則で定める種類に該当するものを市長が指示する分別方法により規則で定める施設に搬入する場合 ア 100キログラムまでのものは1,180円 イ 100キログラムを超えるものは1,180円にその超える搬入量20キログラムまでごとに230円を加算した額

別表第1の2（第13条関係）

種別	処理区分	単位	手数料額
家庭系一般廃棄物（第12条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならぬものに限る。）	収集、運搬及び処分	指定収集袋（大）10袋につき	411円
		指定収集袋（中）10袋につき	308円
		指定収集袋（小）10袋につき	205円
		指定収集袋（特小）10袋につき	102円
		指定収集袋（超特小）10袋につき	51円

備考 「指定収集袋（大）」とは容量がおおむね40リットルのものをいい、「指定収集袋（中）」とは容量がおおむね30リットルのものをいい、「指定収集袋（小）」とは容量がおおむね20リットルのものをいい、「指定収集袋（特小）」とは容量がおおむね10リットルのものをいい、「指定収集袋（超特小）」とは容量がおおむね5リットルのものをいう。

別表第2（第13条関係）

種別	処理区分	手数料額
臨時に収集し、運	収集、運搬及び	1品目につき、2,040円を超えない範囲内において、当

搬し、及び処分する家庭系一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	処分	該家庭系一般廃棄物の特性、その処理に要する費用等を勘案して規則で定める額
臨時に収集し、及び運搬する特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬	1台につき2,040円

備考 セパレート形エアコンディショナーについては、当該エアコンディショナーを構成する室内ユニット及び室外ユニットの収集及び運搬を同時に行う場合に限り、当該室内ユニット及び室外ユニットを1台とみなす。

別表第2の2（第13条関係）

種別	処理区分	単位	手数料額
犬、猫等の死体	収集、運搬及び 処分	1体	1,520円
	処分	1体	600円

別表第3（第16条関係）

種別	単位	手数料額
一般廃棄物収集運搬業（ごみ）	1件	1万円
一般廃棄物処分業（ごみ）	1件	1万円
一般廃棄物収集運搬業（し尿）	1件	1万円
一般廃棄物処分業（し尿）	1件	1万円
浄化槽清掃業	1件	1万円

(3) 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則

平成5年3月25日規則第11号

改正

平成6年3月28日規則第4号

平成8年4月1日規則第19号

平成11年3月29日規則第53号

平成11年7月14日規則第91号

平成12年3月27日規則第9号

平成12年12月25日規則第70号

平成16年3月31日規則第28号

平成16年8月9日規則第47号

平成17年12月21日規則第150号

平成18年2月16日規則第50号

平成19年11月22日規則第80号

平成20年3月31日規則第26号

平成23年11月22日規則第51号

平成24年3月31日規則第32号

平成25年12月25日規則第52号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成28年3月29日規則第17号

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則

高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年高松市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（減量計画等）

第2条 条例第10条の規定による市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業の用に供する延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の所有者、占有者又は管理者
- (2) その他市長が一般廃棄物の減量を図るため特に必要と認める者
（指定収集袋の様式）

第2条の2 条例第12条第1項に規定する指定収集袋は、様式第1号によるものとする。

（条例別表第1第2号の手数料額の適用に係る一般廃棄物の種類及び施設）

第2条の3 条例別表第1第2号に規定する規則で定める一般廃棄物の種類は条例第7条第1項に規定する実施計画において収集区分として定める缶・びん・ペットボトルに該当するものとし、同号の規則で定める施設は高松市南部クリーンセンターとする。

（臨時に処理する家庭系一般廃棄物の処理手数料の額）

第3条 条例別表第2の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（臨時に処理する家庭系一般廃棄物の処理手数料の納付方法等）

第3条の2 条例第13条第2項第3号の一般廃棄物処理手数料は、市長又は市長がその収納を委託した者に納付するものとする。

2 条例第12条第3項の規定により臨時に家庭系一般廃棄物を排出しようとする者は、前項の規定による納付の際、臨時・粗大ごみ処理シール（様式第1号の2）の交付を受け、その一部を当該家庭系一般廃棄物にちょう付しなければならない。

3 条例第12条第3項の規定により臨時に特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者は、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年厚生省・通商産業省令第1号）第7条に規定する書面を市長に引き渡すものとする。

（一般廃棄物の処理手数料の減免）

第4条 条例第14条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、高松市一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第1号の3）を市長に提出して許可を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第5条 条例第15条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 高松市一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第2号）

(2) 一般廃棄物処分業 高松市一般廃棄物処分業許可申請書(様式第3号)

(3) 浄化槽清掃業 高松市浄化槽清掃業許可申請書(様式第4号)

2 条例第15条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第6条 市長は、法令に定めがあるもののほか、前条の規定による申請が条例第7条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の実施計画に適合し、当該申請者が業務を遂行するために必要な設備、器材、人員及び財政的基盤を有し、かつ、相当の知識経験を有する者であると認める場合に限り、許可期限、取り扱う一般廃棄物の種類、区域その他の必要な条件を付けて許可するものとする。

(許可書の交付)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可をしたときは、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可書を交付するものとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 高松市一般廃棄物収集運搬業許可書(様式第6号)

(2) 一般廃棄物処分業 高松市一般廃棄物処分業許可書(様式第7号)

(3) 浄化槽清掃業 高松市浄化槽清掃業許可書(様式第8号)

2 市長は、第5条第2項の規定による許可をしたときは、高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可書(様式第9号)を交付するものとする。

3 第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者並びに浄化槽清掃業者(以下これらを「業者」という。)は、一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、運搬車の車体の両側面に、本市の一般廃棄物処理業の許可を受けた旨及び許可番号を見やすいように表示しなければならない。この場合においては、大きさが縦横それぞれ5センチメートル以上で、かつ、識別しやすい色の文字及び数字を用いなければならない。

(業者の遵守事項)

第8条 業者は、業務の遂行については、法令に定める基準等に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 前条第1項及び第2項の許可書を第三者に譲渡し、又は貸与しないこと。

(2) 業務を第三者に委託しないこと。

(3) 災害及び感染症の発生の際には、市長の指示に従い、業務を行うこと。

(4) 市民サービスに努めること。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、業者が前条の規定に違反したときは、その許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(廃業等の届出)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6第1項各号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 浄化槽清掃業者は、第5条第1項第3号の申請書その他関係書類の記載事項を変更したとき、又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(検査)

第11条 市長は、業者の使用する車両、施設及び器材について毎年定期的又は臨時に検査するものとする。

2 業者は、前項の規定による検査に合格しない車両、施設又は器材を使用してはならない。

(報告)

第12条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、その許可に関する業務の実績その他市長が必要と認める事項について、毎月市長に報告しなければならない。

(審議会の委員)

第13条 条例第17条に規定する高松市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会の組織)

第14条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、環境局環境総務課において行う。

(リサイクル推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及び再生利用の促進のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8の規定による廃棄物減量等推進員として、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから、高松市リサイクル推進員を委嘱する。

- 2 高松市リサイクル推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(清掃業務指導員)

第18条 市長は、業者の指導及び検査並びに一般廃棄物の分別、排出等の指導を行うため、清掃業務指導員を置く。

- 2 清掃業務指導員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 清掃業務指導員は、その職務に従事するときは、常に清掃業務指導員証（様式第10号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(条例附則第11項の適用に係る施設)

2 条例附則第13項第1号及び第2号の規則で定める施設は高松市牟礼環境美化センターとし、同項第3号及び第4号の規則で定める施設は高松市庵治清掃工場とし、同項第5号から第7号までの規則で定める施設は高松市香川環境センターとする。

附 則 (平成6年3月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成8年4月1日規則第19号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月14日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第9号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日規則第70号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第28号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に環境部環境総務課副主幹及び主査に補されている者で同課産業廃棄物対策室勤務のものは、それぞれ環境部廃棄物指導課副主幹及び主査に、環境部環境総務課副主幹に補されている者で同課新清掃工場整備室勤務のものは、環境部環境政策課副主幹に、高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境部環境総務課主幹、副主幹及び主査に補されているものは、それぞれ環境部環境政策課

主幹、副主幹及び主査に、環境部リサイクル推進課副主幹に補されている者で同課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課副主幹に、環境部リサイクル推進課主査に補されている者で同課適正処理対策室勤務の者は、環境部環境業務課主査に、環境部クリーン事業課長補佐、副主幹及び主査に補されている者は、それぞれ環境部環境業務課長補佐、副主幹及び主査に補されたものとし、現に環境部環境総務課勤務の者及び高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境総務課勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部リサイクル推進課適正処理対策室、管理係及びリサイクル係勤務の者は、環境部環境業務課勤務を、環境部リサイクル推進課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部クリーン事業課勤務の者は、環境部環境業務課勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成16年 8 月 9 日規則第47号）

- 1 この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。ただし、第17条、様式第 2 号及び様式第 3 号の改正規定は公布の日から、第 2 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、同条第 2 項の改正規定（「（様式第 1 号）」を「（様式第 1 号の 2）」に改める部分に限る。）、第 4 条の改正規定及び様式第 1 号の 2 を様式第 1 号の 3 とし、様式第 1 号を様式第 1 号の 2 とし、別表の次に 1 様式を加える改正規定は同年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日規則第150号）

この規則は、平成18年 1 月10日から施行する。

附 則（平成18年 2 月16日規則第50号）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 号及び様式第 2 号から様式第 5 号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第 7 条第 3 項の規定による表示をしている運搬車については、改正後の第 7 条第 3 項及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年11月22日規則第80号）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月31日規則第26号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月22日規則第51号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申出を行うものについて適用し、同日前に処理の申出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(辞令を発せられない職員の配置換え)

- 2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に市民政策部企画課企画担当課長補佐、企画員及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局政策課企画担当課長補佐、企画員及び主査を、現に市民政策部交通政策課総務係長及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課総務係長及び主査を、現に市民政策部交通政策課交通安全対策室長を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課交通安全対策室長を、現に市民政策部交通政策課主任主事を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課主任主事を、現に市民政策部地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課課長補佐を、現に市民政策部地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部市民やすらぎ課課長補佐を命ぜられている者は、市民政策局市民やすらぎ課課長補佐を、現に市民政策部市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を、現に市民政策部市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を、現に市民政策部市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係

長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部人権啓発課長を命ぜられている者は、市民政策局人権啓発課長を、現に市民政策部人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課長補佐を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を、現に総務部秘書課主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局秘書課主査及び主事を、現に総務部総務課長及び総務課情報公開室長を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課長及び総務課情報公開室長を、現に総務部総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を、現に総務部人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を、総務部人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられている者は、総務局危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられたものとし、現に総務部危機管理課主査を命ぜられている者は、総務局危機管理課主査を、現に総務部情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局情

報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部広聴広報課主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局広聴広報課主査、主任主事及び主事を、現に財務部財政課長補佐を命ぜられている者は、財政局財政課長補佐を、現に財務部財政課主計員を命ぜられている者は、財政局財政課主計員を、現に財務部契約監理課長補佐を命ぜられている者は、財政局契約監理課長補佐を、現に財務部契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を、現に財務部財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を命ぜられている者は、財政局財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を、現に財務部財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を命ぜられている者は、それぞれ財政局財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を、現に財務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を、現に財務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部市民税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部市民税課長補佐を、現に財務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部資産税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部資産税課長補佐を、現に財務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を、現に健康福祉部健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部介護保険課長

補佐を命ぜられている者は、健康福祉局介護保険課長補佐を、現に健康福祉部介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所障がい福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所長寿福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども

未来局福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課施設係長、副主幹、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部こども園運営課施設係長、副主幹、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課勤務を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課勤務を、現に健康福祉部保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を、現に健康福祉部保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を、現に健康福祉部保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を、現に健康福祉部保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を、現に健康福祉部保健所保健センター副センター長を命ぜられている者は、健康福祉局保健所保健センター副センター長を、現に健康福祉部保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を命ぜられている者は、それぞ

れ健康福祉局保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を、現に環境部環境総務課地球温暖化対策室長を命ぜられている者は、環境局環境総務課地球温暖化対策室長を、現に環境部環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を、現に環境部環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を、現に環境部環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を、現に環境部環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に環境部環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を、現に環境部環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を、現に環境部南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を、現に環境部南部クリーンセンター主任主事を命ぜられている者は、環境局南部クリーンセンター主任主事を、現に環境部西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を、現に環

いる者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を、現に都市整備部都市計画課土地区画整理室長を命ぜられている者は、都市整備局都市計画課土地区画整理室長を、現に都市整備部都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部道路課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局道路課長補佐を、現に都市整備部道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、都市整備局道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部河港課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局河港課長補佐を、現に都市整備部河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部まちなか再生課長を命ぜられている者は、都市整備局まちなか再生課長を、現に都市整備部まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を、現に都市整備部建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を、現に都市整備部建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を、現に都市整備部建築課主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部住宅課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局住宅課長補佐を、現に都市整備部住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられたものとする。

附 則（平成25年12月25日規則第52号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第17号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の3から様式第5号までの改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

		品目	手数料額
1	お	オルガン	2,040円
		温水器	
	か	介護用ベッド枠	
	そ	ソファ（スプリング入りで、2人掛け用以上のもの）	
		ソファベッド（スプリング入りのもの）	
	て	電子ピアノ	
		電動式車いす	
	に	二段ベッド	
	ほ	ボイラー	
	ま	マットレス（スプリング入りのもの）	
	も	物置（建坪が1坪以下で、解体されたもの）	
	よ	浴槽	
2	し	自動車用タイヤ（内径が16インチを超えるもの）	1,530円
3	お	オーブン（20キログラムを超えるもの）	1,020円
		温風機（20キログラムを超えるもの）	
	か	カーペット（これに類するものを含む。）（8畳を超えるもの）	
		学習机	
	き	鏡台（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		金属製扉	
	け	げた箱（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		健康増進関連機器（20キログラムを超えるもの）	

さ	サイドボード (1メートル×1メートルを超えるもの)
	座卓
し	自動車用タイヤ (内径が16インチ以下のもの)
	食卓 (1メートル×1メートルを超えるもの)
	食器棚 (1メートル×1メートルを超えるもの)
す	スチール机
	ステレオセット
せ	洗面化粧台
そ	ソファ (スプリング入りで、1人掛け用のもの)
	ソファ (スプリング無しで、2人掛け用以上のもの)
	ソファベッド (スプリング無しのもの)
た	畳 (1畳)
	棚 (1メートル×1メートルを超えるもの)
	たんす (1メートル×1メートルを超えるもの)
	ダンベル (20キログラムを超えるもの)
て	テーブル (1メートル×1メートルを超えるもの)
	電子レンジ (20キログラムを超えるもの)
	電動式自転車
な	流し台 (幅1メートルを超えるもの)
は	パイプベッド
	バッテリー (乗用車又は自動二輪車用のもの)
ふ	風呂釜
へ	ベッド枠
ほ	本箱 (1メートル×1メートルを超えるもの)
ま	マッサージ器 (いす式のもの)
み	ミシン (足踏み式のもの)
れ	冷風機 (20キログラムを超えるもの)

		レンジ台 (米びつ付きのもの)	
4	あ	アイロン台	510円
		アコーディオンカーテン	
		編み機	
		網戸 (2枚)	
	い	衣装ケース	
		いす	
		板くず (角材を含む。) (3袋)	
		犬小屋 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	お	オーディオラック	
		オーブン (20キログラム以下のもの)	
		落ち葉 (枯れ草を含む。) (3袋)	
		温風機 (20キログラム以下のもの)	
	か	カーペット (これに類するものを含む。) (8畳以下のもの)	
		角材 (板くずを含む。) (3袋)	
		ガラス (3袋)	
		枯れ葉 (落ち葉を含む。) (3袋)	
		瓦 (3袋)	
	き	脚立	
		鏡台 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	く	草刈り機 (家庭用)	
け	げた箱 (1メートル×1メートル以下のもの)		
	健康増進関連機器 (20キログラム以下のもの)		
こ	小石 (土又は砂を含む。) (3袋)		
	こたつ		
	碁盤		
	米びつ		
さ	座いす		

	サイドボード（1メートル×1メートル以下のもの）
	座机
	サッシ（2枚）
	座布団（5枚）
し	自転車
	将棋盤
	障子（2枚）
	条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物（厨（ちゅう）芥（かい）類を除く。）（3袋）
	食卓（1メートル×1メートル以下のもの）
	食器棚（1メートル×1メートル以下のもの）
す	スキー板
	すだれ
	砂（土又は小石を含む。）（3袋）
	スノーボード
	炭（3袋）
せ	石油ストーブ
	石油ファンヒーター
	剪（せん）定ごみ（3束）
	扇風機
	洗面台（化粧台無しのもの）
そ	ソファ（スプリング無しで、1人掛け用のもの）
た	畳（0.5畳）
	棚（1メートル×1メートル以下のもの）
	たんす（1メートル×1メートル以下のもの）
	ダンベル（20キログラム以下のもの）
ち	チャイルドシート
つ	土（砂又は小石を含む。）（3袋）

て	テーブル (1メートル×1メートル以下のもの)
	鉄あれい
	テレビ台
	電気カーペット
	電子レンジ (20キログラム以下のもの)
と	トタン板 (波板を含み、各辺1メートル以下のもの) (3枚)
な	流し台 (幅1メートル以下のもの)
	波板 (トタン板を含み、各辺1メートル以下のもの) (3枚)
は	灰 (3袋)
	パソコンラック
	肌布団 (布団又は毛布を含む。) (6枚 (布団は1枚を肌布団2枚として換算))
	ハンガースタンド
ふ	ふすま (2枚)
	布団 (毛布又は肌布団を含む。) (3枚 (毛布又は肌布団は2枚を布団1枚として換算))
	ブラインド
	ブロック (5個)
へ	ベビーカー
	ベビーベッド枠
ほ	ボーリングのボール
	本箱 (1メートル×1メートル以下のもの)
ま	マットレス (スプリング無しで、厚手のもの)
	マットレス (スプリング無しで、薄手のもの) (3枚)
み	ミシン (足踏み式以外のもの)
も	毛布 (布団又は肌布団を含む。) (6枚 (布団は1枚を毛布2枚として換算))
	木製扉 (2枚)

	木製の簡易な3段ボックス又はこれに類するもの
	木製の簡易な机又はこれに類するもの
	物干しざお（3本）
	物干しスタンド
	物干し台
よ	よしず
れ	冷風機（20キログラム以下のもの）
	れんが（10個）
	レンジ台（米びつ無しのもの）
ろ	ロールカーテン
わ	ワゴン

備考

- 1 手数料額は、1品目につき1個当たりの額とする。ただし、括弧内に数量を定めているものについては、その数量当たりの額とする。
- 2 括弧内の数量の単位に係る規格は、条例第7条第1項に規定する実施計画の定めるところによるものとする。
- 3 「1メートル×1メートルを超えるもの」とは幅、高さ及び奥行き各寸法のうち2以上が1メートルを超えるものをいい、「1メートル×1メートル以下のもの」とは、当該各寸法のうち2以上が1メートル以下のものをいう。
- 4 この表に掲げる品目以外の家庭系一般廃棄物については、当該家庭系一般廃棄物の特性、その収集、運搬又は処分に要する費用等を勘案して、この表の手数料額の区分ごとに、市長が別にその品目を定める。

(4) 高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成10年12月18日条例第46号

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を設置し、又は法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をすることをいう。
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずるおそれのある生活環境への影響に関して、設置者と利害関係者との間で生ずる争いをいう。
- (5) 設置者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 利害関係者 産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者をいう。

(当事者の責務)

第3条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び利害関係者は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(協定の締結)

第4条 設置者と利害関係者が産業廃棄物処理施設の設置について生活環境の保全のために必

要な事項を内容とする協定を締結しようとする場合には、市長は、必要があると認めるときは、その内容について必要な助言をするものとする。

(あっせん)

第5条 設置者又は利害関係者は、紛争が生じたときは、市長に対し、あっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、生活環境の保全のために必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

3 市長は、前項のあっせんを行うために必要と認める市又は町の長（以下「関係市町長」という。）の協力を求めて、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、第8条に定める高松市産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第6条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんに打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんに打ち切ろうとするときは、関係市町長の意見を聴くものとする。

3 市長は、あっせんに打ち切ったときは、その旨を関係市町長及び当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、設置者に対し、この条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

(審議会の設置)

第8条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置に関する重要な事項を調査審議するため、高松市産業廃棄物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(5) 高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

平成11年3月29日規則第50号

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成10年高松市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(産業廃棄物処理施設)

第3条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる施設を除く産業廃棄物の処理施設とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第2条第1号に規定する産業廃棄物（ポリクロリネイテッドビフェニルが塗布され、又は染み込んだものを除く。）及び同条第3号に規定する産業廃棄物（ポリクロリネイテッドビフェニルが染み込んだものを除く。）の焼却施設
- (2) 政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の熔融施設であって、1日当たりの処理能力が5トン未満のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者がその事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物の処理施設のうち、当該産業廃棄物を生ずる工場又は事業場の敷地内に設置する産業廃棄物の処理施設であって、生活環境に著しい影響を生ずるおそれがないと市長が認めるもの

(条例第2条第3号の規則で定める軽微な変更)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の増大を伴わない変更
- (2) 公害を防止するための設備の改善その他生活環境の保全上の見地から支障がないと市

長が認める変更

(代表者の選定等)

第5条 条例第5条第1項のあっせんの申請に係る紛争について共同の利益を有する当事者が多数であるときは、当該当事者は、そのうちから1人又は数人の代表者を選定することができる。

2 前項の代表者を選定した当事者は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてあっせんに係る行為をしなければならない。

4 第1項の規定による代表者の選定並びに第2項の規定による代表者の取消し及び変更は、書面をもって証明しなければならない。

(あっせんの申請)

第6条 条例第5条第1項のあっせんの申請は、あっせん申請書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項のあっせん申請書には、前条第1項の規定により代表者を選定したときは、同条第4項の書面を添付しなければならない。

3 市長は、条例第5条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を関係市町長及び当事者(代表者が選定されている場合にあつては、当該代表者)に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

改正

平成16年3月31日規則第28号

平成20年3月31日規則第26号

平成24年3月31日規則第32号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市産業廃棄物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成10年高松市条例第46号）第8条第5項の規定に基づき、高松市産業廃棄物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境局環境指導課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成16年3月31日規則第28号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際別に辞令を發せられないときは、現に環境部環境総務課副主幹及び主査に補されている者で同課産業廃棄物対策室勤務のものは、それぞれ環境部廃棄物指導課副主幹及び主査に、環境部環境総務課副主幹に補されている者で同課新清掃工場整備室勤務のものは、環境部環境政策課副主幹に、高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境部環境総務課主幹、副主幹及び主査に補されているものは、それぞれ環境部環境政策課主幹、副主幹及び主査に、環境部リサイクル推進課副主幹に補されている者で同課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課副主幹に、環境部リサイクル推進課主査に補されている者で同課適正処理対策室勤務の者は、環境部環境業務課主査に、環境部クリーン事業課長補佐、副主幹及び主査に補されている者は、それぞれ環境部環境業務課長補佐、副主幹及び主査に補されたものとし、現に環境部環境総務課勤務の者及び高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境総務課勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部リサイクル推進課適正処理対策室、管理係及びリサイクル係勤務の者は、環境部環境業務課勤務を、環境部リサイクル推進課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部クリーン事業課勤務の者は、環境部環境業務課勤務を命ぜられたものとする。

附 則 (平成20年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(辞令を発せられない職員の配置換え)

2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に市民政策部企画課企画担当課長補佐、企画員及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局政策課企画担当課長補佐、企画員及び主査を、現に市民政策部交通政策課総務係長及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課総務係長及び主査を、現に市民政策部交通政策課交通安全対策室長を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課交通安全対策室長を、現に市民政策部交通政策課主任主事を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課主任主事を、現に市民政策部地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課課長補佐を、現に市民政策部地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部市民やすらぎ課長補佐を命ぜられている者は、市民政策局市民やすらぎ課長補佐を、現に市民政策部市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を、現に市民政策部市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を、現に市民政策部市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部人権啓発課長を命ぜられている者は、市民政策局人権啓発課長を、現に市民政策部人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課長補佐を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を命

ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を、現に総務部秘書課主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局秘書課主査及び主事を、現に総務部総務課長及び総務課情報公開室長を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課長及び総務課情報公開室長を、現に総務部総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を、現に総務部人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を、総務部人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられている者は、総務局危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられたものとし、現に総務部危機管理課主査を命ぜられている者は、総務局危機管理課主査を、現に総務部情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部広聴広報課主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局広聴広報課主査、主任主事及び主事を、現に財務部財政課長補佐を命ぜられている者は、財政局財政課長補佐を、現に財務部財政課主計員を命ぜられている者は、財政局財政課主計員を、現に財務部契約監理課長補佐を命ぜられている者は、財政局契約監理課長補佐を、現に財務部契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を、現に財務部財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を命ぜられている者は、財政局財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を、現に財務部

財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を命ぜられている者は、それぞれ財政局財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を、現に財務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を、現に財務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部市民税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部市民税課長補佐を、現に財務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部資産税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部資産税課長補佐を、現に財務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を、現に健康福祉部健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部介護保険課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局介護保険課長補佐を、現に健康福祉部介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係

長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所障がい福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所長寿福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主幹兼放課後支援係長、副主幹、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課施設係長、副主幹、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部こども園運営課施設係長、副主幹、

主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課勤務を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課勤務を、現に健康福祉部保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を、現に健康福祉部保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課副主幹兼総務係長、副主幹兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を、現に健康福祉部保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を、現に健康福祉部保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を、現に健康福祉部保健所保健センター副センター長を命ぜられている者は、健康福祉局保健所保健センター副センター長を、現に健康福祉部保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を、現に環境部環境総務課地球温暖化対策室長を命ぜられている者は、環境局環境総務課地球温暖化対策室長を、現に環境部環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を、現に環境部環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている

者は、それぞれ環境局環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を、現に環境部環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を、現に環境部環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に環境部環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を、現に環境部環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を、現に環境部南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を、現に環境部南部クリーンセンター主任主事を命ぜられている者は、環境局南部クリーンセンター主任主事を、現に環境部西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局西部クリーンセンター所長補佐及び環境部西部クリーンセンター所長補佐陶最終処分場長事務取扱を、現に環境部西部クリーンセンター副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局西部クリーンセンター副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に環境部衛生処理センター副所長補佐を命ぜられている者は、環境局衛生処理センター副所長補佐を、現に環境部衛生処理センター副主幹兼管理係長、副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局衛生処理センター副主幹兼管理係長、副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹、主任主事及び主任技師を、現に産業経済部商工労政課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局産業経済部商工労政課長補佐を、現に産業経済部商工労政課労

政係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部商工
労政課労政係長、主任主事及び主事を、現に産業経済部観光振興課長補佐を命ぜられている
者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課長補佐を、現に産業経済部観光振
興課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文
化・観光・スポーツ部観光交流課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に産業経済部農林
水産課長、農林水産課長補佐及び農林水産課長補佐水畜産係長事務取扱を命ぜられている者
は、それぞれ創造都市推進局産業経済部農林水産課長、農林水産課長補佐及び農林水産課長
補佐水畜産係長事務取扱を、産業経済部農林水産課副主幹兼農林計画係長、副主幹、主査、
主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経
济部農林水産課副主幹兼農林計画係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師
を、現に産業経済部土地改良課長、土地改良課地籍調査室長及び土地改良課長補佐を命ぜら
れている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部土地改良課長、土地改良課地籍調査室長
及び土地改良課長補佐を、現に産業経済部土地改良課副主幹兼土地改良第二係長、副主幹兼
管理係長、副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ創造都市
推進局産業経済部土地改良課副主幹兼土地改良第二係長、副主幹兼管理係長、副主幹、主査、
主任主事及び主任技師を、現に産業経済部競輪局事業課長補佐を命ぜられている者は、創造
都市推進局産業経済部競輪場事業課長補佐を、現に産業経済部競輪局事業課副主幹兼施設係
長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部競輪場事
業課副主幹兼施設係長、主任主事及び主事を、現に産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼
青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を命ぜられて
いる者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主
幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を、現に都市整備部都市計画
課土地区画整理室長を命ぜられている者は、都市整備局都市計画課土地区画整理室長を、現
に都市整備部都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられ
ている者は、それぞれ都市整備局都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師
及び技師を、現に都市整備部道路課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局道路課長補佐
を、現に都市整備部道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び
技師を命ぜられている者は、都市整備局道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任
主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部河港課長補佐を命ぜられている者は、都市整備

局河港課長補佐を、現に都市整備部河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部まちなか再生課長を命ぜられている者は、都市整備局まちなか再生課長を、現に都市整備部まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を、現に都市整備部建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を、現に都市整備部建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を、現に都市整備部建築課主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部住宅課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局住宅課長補佐を、現に都市整備部住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられたものとする。

(7) 高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年12月18日条例第47号

改正

平成23年3月25日条例第14号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成29年3月30日条例第9号

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の3第2項の規定により報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となるものにあつては、焼却施設に限る。以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 生活環境影響調査の項目

2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 前項各号に掲げる事項
(縦覧の場所及び期間)

第4条 前条の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市役所内で規則で定める場所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条第1項の縦覧の期間は、告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置及び変更の場合にあっては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間）とする。

3 前条第2項の縦覧の期間は、告示の日から1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条 法第9条の3第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市役所内で規則で定める場所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3の3第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項又は第3項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、次の各号に掲げる意見書の区分に応じ、当該各号に定める者に意見書を提出することができる。

(1) 法第9条の3第2項の意見書 市長

(2) 法第9条の3の3第2項の意見書 受託者

(他の市町との協議)

第7条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市又は町の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれるとき。

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第6条までに定める手続を経たものとみなす。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

(8) 高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成10年12月18日規則第59号

改正

平成16年3月31日規則第28号

平成20年3月31日規則第26号

平成24年3月31日規則第32号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成29年3月30日規則第17号

高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年高松市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(縦覧の場所)

第3条 条例第4条第1項第1号の規則で定める場所は、環境局環境総務課とする。

(縦覧の時間等)

第4条 条例第4条第2項及び第3項に規定する縦覧の期間における報告書等の縦覧の時間及び縦覧に供しない日は、次のとおりとする。

(1) 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 縦覧に供しない日 高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日

2 前項の規定にかかわらず、受託者が条例第3条第2項の縦覧を条例第4条第1項第3号に規定する場所において行うときは、市長は、同条第3項に規定する縦覧の期間における報告書等の縦覧の時間及び縦覧に供しない日を、当該受託者と協議の上、別に定めることができる。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧に供された報告書等を縦覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は破損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長及び受託者は、前項の規定に違反した者に対し、報告書等の縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出先)

第6条 条例第6条第1項第1号の規則で定める場所は、環境局環境総務課とする。

(意見書の記載事項)

第7条 条例第6条第3項各号の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第28号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に環境部環境総務課副主幹及び主査に補されている者で同課産業廃棄物対策室勤務のものは、それぞれ環境部廃棄物指導課副主幹及び主査に、環境部環境総務課副主幹に補されている者で同課新清掃工場整備室勤務のものは、環境部環境政策課副主幹に、高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境部環境総務課主幹、副主幹及び主査に補されているものは、それぞれ環境部環境政策課主幹、副主幹及び主査に、環境部リサイクル推進課副主幹に補されている者で同課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課副主幹に、環境部リサイクル推進課主査に補されている者

で同課適正処理対策室勤務の者は、環境部環境業務課主査に、環境部クリーン事業課長補佐、副主幹及び主査に補されている者は、それぞれ環境部環境業務課長補佐、副主幹及び主査に補されたものとし、現に環境部環境総務課勤務の者及び高松地区広域市町村圏振興事務組合に派遣されている環境総務課勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部リサイクル推進課適正処理対策室、管理係及びリサイクル係勤務の者は、環境部環境業務課勤務を、環境部リサイクル推進課施設第二係勤務の者は、環境部環境政策課勤務を、環境部クリーン事業課勤務の者は、環境部環境業務課勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成20年 3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

（辞令を発せられない職員の配置換え）

- 2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に市民政策部企画課企画担当課長補佐、企画員及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局政策課企画担当課長補佐、企画員及び主査を、現に市民政策部交通政策課総務係長及び主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課総務係長及び主査を、現に市民政策部交通政策課交通安全対策室長を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課交通安全対策室長を、現に市民政策部交通政策課主任主事を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課主任主事を、現に市民政策部地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長及び地域政策課長補佐を、現に市民政策部地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部市民やすらぎ課長補佐を命ぜられている者は、市民政策局市民やすらぎ課長補佐を、現に市民政策部市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師及び技師を、現に市民政策部市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務

取扱を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課長及び市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を、現に市民政策部市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部人権啓発課長を命ぜられている者は、市民政策局人権啓発課長を、現に市民政策部人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局人権啓発課副主幹、主査、主任主事及び主任技師を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課長補佐を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事及び主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査及び主任主事を、現に総務部秘書課主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局秘書課主査及び主事を、現に総務部総務課長及び総務課情報公開室長を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課長及び総務課情報公開室長を、現に総務部総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課行政係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主事を、現に総務部人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課長補佐及び人事課行政改革推進室長補佐を、総務部人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課人材育成係長、給与係長、職員厚生係長、副主幹兼行政改革推進室行革推進係長、保健師

長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられている者は、総務局危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられたものとし、現に総務部危機管理課主査を命ぜられている者は、総務局危機管理課主査を、現に総務部情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局情報政策課副主幹兼情報化推進係長、主査、主任主事及び主事を、現に総務部広聴広報課主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局広聴広報課主査、主任主事及び主事を、現に財務部財政課長補佐を命ぜられている者は、財政局財政課長補佐を、現に財務部財政課主計員を命ぜられている者は、財政局財政課主計員を、現に財務部契約監理課長補佐を命ぜられている者は、財政局契約監理課長補佐を、現に財務部契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局契約監理課検査担当課長補佐、副主幹兼契約政策係長、工事契約係長、副主幹兼物品契約係長、主査及び主事を、現に財務部財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を命ぜられている者は、財政局財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を、現に財務部財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を命ぜられている者は、それぞれ財政局財産活用課副主幹兼自動車管理係長、副主幹兼車庫長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び主任守衛を、現に財務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課債権回収室長、納税課長補佐及び納税課債権回収室長補佐を、現に財務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課税制係長、副主幹兼納税推進係長、特別滞納整理係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部市民税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部市民税課長補佐を、現に財務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部市民税課副主幹兼市民税第一係長、副主幹兼市民税第三係長、副主幹兼法人係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に財務部資産税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部資産税課長補佐を、現に財務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部資産税課副主幹兼土地係長、副主幹兼管理係長、副主幹兼償却資産係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部健康福祉

総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課長補佐及び健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を、現に健康福祉部健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局健康福祉総務課副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部介護保険課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局介護保険課長補佐を、現に健康福祉部介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局介護保険課副主幹兼管理係長、副主幹兼資格賦課係長、副主幹兼相談指導係長、副主幹、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課長、国保・高齢者医療課主幹及び国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を、現に健康福祉部国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長、国保給付係長、副主幹、看護主任、主任主事及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所障がい福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長、副主幹兼医療係長、主査、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所長寿福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長、主査、保健師長、主任主事、主任保健師及び主事を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を、現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所生活福祉課管理係長、保護第一係長、副主幹兼保護第二係長、副主幹兼保護第四係長、保護第五係長、副主幹兼保護第六係長、相談支援係長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部福祉事務所

子育て支援課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主任兼放課後支援係長、副主任、保健師長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課子育て企画係長、副主任兼放課後支援係長、副主任、保健師長、主査、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課長、こども家庭課長補佐及びこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を、現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課副主任兼こども医療係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課副主任兼こども医療係長、主任主事及び主事を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課長補佐を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課長補佐を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課施設係長、副主任、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局こども未来部こども園運営課施設係長、副主任、主査、主任主事、主任栄養士、主事及び保育士を、現に健康福祉部こども未来局こども園運営課勤務を命ぜられている者は、健康福祉局こども未来部こども園運営課勤務を、現に健康福祉部保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課感染症対策室長、保健対策課地域医療対策室長及び保健対策課感染症対策室長補佐を、現に健康福祉部保健所保健対策課副主任兼総務係長、副主任兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健対策課副主任兼総務係長、副主任兼医務係長、保健師長、主査、主任主事及び主任保健師を、現に健康福祉部保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課長、生活衛生課長補佐及び生活衛生課食肉衛生検査所長を、現に健康福祉部保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主任、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課環境衛生係長、食品衛生係長、薬事衛生係長、副主任、主査、主任主事、主任技師、主任薬剤員、技師及び薬剤員を、現に健康福祉部保健所保健センター副センター長を命ぜられている者は、健康福祉局保健所保健センター副センター長を、現に健康福祉部保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄

養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師及び栄養士を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター長及び地域包括支援センター副センター長を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師及び保健師を、現に環境部環境総務課地球温暖化対策室長を命ぜられている者は、環境局環境総務課地球温暖化対策室長を、現に環境部環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境総務課総務企画係長、主任主事及び主事を、現に環境部環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事及び主事を、現に環境部環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課長、環境指導課長補佐及び環境指導課適正処理対策室長補佐を、現に環境部環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に環境部環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課長、環境業務課業務長及び環境業務課業務長補佐を、現に環境部環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事及び技師を、現に環境部南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐及び南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を、現

都市推進局産業経済部競輪場事業課長補佐を、現に産業経済部競輪局事業課副主幹兼施設係長、主任主事及び主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部競輪場事業課副主幹兼施設係長、主任主事及び主事を、現に産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長、副主幹兼花き係長、副主幹兼水産係長、副主幹、主査及び主任主事を、現に都市整備部都市計画課土地区画整理室長を命ぜられている者は、都市整備局都市計画課土地区画整理室長を、現に都市整備部都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局都市計画課工務係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部道路課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局道路課長補佐を、現に都市整備部道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、都市整備局道路課副主幹兼改良第二係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部河港課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局河港課長補佐を、現に都市整備部河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局河港課河川係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部まちなか再生課長を命ぜられている者は、都市整備局まちなか再生課長を、現に都市整備部まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局まちなか再生課副主幹、計画係長、主査及び主任技師を、現に都市整備部建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課長、建築指導課主幹及び建築指導課長補佐を、現に都市整備部建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築指導課副主幹兼建築審査第一係長、副主幹、主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局公園緑地課副主幹兼維持係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師及び技師を、現に都市整備部建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主幹建築課長補佐事務取扱及び建築課長補佐を、現に都市整備部建築課主査、主任技師及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局建築課主査、主任技師及び技師を、現に都市整備部住宅課長補佐を命ぜられている者は、都市整備局住宅課長補佐を、現に都市整備部住宅課副主幹兼管理

第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられている者は、それぞれ都市整備局住宅課副主幹兼管理第一係長、建築営繕係長、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師を命ぜられたものとする。

附 則（平成29年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

(9) 高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則

平成11年3月29日規則第52号

改正

平成17年7月28日規則第59号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、廃棄物の再生利用業の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「再生利用業」とは、再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集、運搬又は処分を行う事業をいう。

(再生利用業の指定等)

第3条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の再生利用業指定申請書には、事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。ただし、省令第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による再生利用業の指定を受けようとする者にあつては、第6号に掲げる要件を除くものとする。

(1) 再生利用業を営もうとする者が再生利用を目的として自ら当該廃棄物の処分を行うこと。

(2) 再生利用業を営もうとする者が廃棄物を排出する事業者等から当該廃棄物を無償で引き取ること。

(3) 再生利用業を営もうとする者又は廃棄物を排出する事業者等が自ら当該廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

- (4) 再生利用業を的確に遂行するための施設、人員等が備わっていること。
 - (5) 引き取られた廃棄物は、すべて再生利用の用に供されること。
 - (6) 再生利用業を営もうとする者と廃棄物を排出する事業者等との間において当該廃棄物の安定的な取引関係が継続する見込みがあること。
 - (7) 再生利用業を営むことによって生活環境の保全上支障が生じないこと。
 - (8) 廃棄物の再生利用に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理できること。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。
- (1) 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (2) 法人であって、その業務を行う役員のうち前号に該当する者のあるもの
- 5 市長は、第1項の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(再生利用業指定証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の指定をしたときは、再生利用業指定証（様式第2号）を交付する。

(再生利用業の変更の指定等)

第5条 第3条第1項の指定を受けた者（以下「指定再生利用業者」という。）は、その指定に係る事業（以下「事業」という。）の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書（様式第3号）を市長に提出して、その指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の再生利用業変更申請書には、第3条第2項に規定する書類及び図面のうち、事業の範囲の変更に係る書類及び図面を添付しなければならない。

3 第3条第3項から第5項まで及び前条の規定は、第1項に規定する変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止等の届出)

第6条 指定再生利用業者は、事業（前条第1項に規定する変更の指定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止・変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称及び法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
 - (3) 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- (再生利用業の指定の取消し等)

第7条 市長は、指定再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は同法に基づく処分に違反したとき。
 - (2) この規則又はこの規則に基づく処分に違反したとき。
 - (3) 第3条第3項に規定する指定の要件に適合しなくなったとき。
- (業務実績の報告)

第8条 指定再生利用業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における事業の状況に関し、再生利用業務実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年香川県規則第24号。以下「県規則」という。）の規定により香川県知事がした指定の処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により香川県知事に対して行っている指定の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定により市長がした指定の処分その他の行為又は市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成17年7月28日規則第59号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、（中略）第35条（中略）の規定による改正前の（中略）、高松市廃

棄物の再生利用業の指定に関する規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(10) 高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号）別表第1の2に掲げる家庭系一般廃棄物処理手数料の収納事務（以下「収納事務」という。）について、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定に基づく私人への委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託者の要件等)

収納事務の委託を受けることができるものは、次に掲げるすべての要件を備えていなければならない。

(1) 市内において日常生活用品の販売業務を営んでいる小売業者又は市内の郵便局、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）第1条に規定する商工会をいう。）若しくは地域コミュニティ協議会であること。

(2) 指定収集袋の交付を市内の店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）で取り扱うことができること。

ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りでない。

(3) その者に課税された本市の市税の額のうち、次項の規定による申請の日

以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以後に到来するものを除く。）を滞納していないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項から第11項までに規定する営業を営んでいないこと。

(5) 処理手数料の収納及び高松市指定金融機関等（高松市会計規則第19条第1項から第3項までに規定する指定金融機関等をいう。以下同じ。）への納付のほか、公金の適正な処理、指定収集袋の厳正な管理等を行うことができること。

2 収納事務の委託を受けようとするものは、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結等)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請をした者が、同条第1項に規定する要件に適合し、かつ、相当と認めたときは、収納事務の委託契約を締結することができる。

2 前項の委託契約を締結したもの（以下「受託者」という。）は、別に定める証票を店舗等（連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する事業をいう。以下同じ。）の加盟者にあつては、当該加盟者の店舗）の見やすい場所に掲示しなければならない。

(受託者の責務)

第4条 受託者は、前条第1項の委託契約を遵守するとともに、次の事務を適正に行わなければならない。

(1) 指定収集袋の交付事務

家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。）の処理を、市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処理によって行おうとする市民に対し、指定収集袋の交付を行う。

(2) 収納事務

前号の市民から、指定収集袋の交付と引換えに処理手数料を収納する。

(3) 納付事務

収納した処理手数料を適正に管理し、市長が発送する納入通知書により、高松市指定金融機関等に市長が指定する日までに納付する。

(4) 指定収集袋の発注事務及び在庫管理事務

市長の指定する配送業者に指定収集袋を発注し、納品された指定収集袋の受領及び確認をするとともに、在庫管理を適正に行う。

(5) 実績報告書等の提出

実績報告書等その他市長が必要と認める書類を市長が指定する日までに市長に提出する。
(手数料の収納)

第5条 受託者は、手数料を収納した際は、会計管理者に届け出た領収印を押印した領収書を、当該手数料を納付した者に交付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、会計管理者の承認を得たレシート等領収書に代わるものを交付することができる。

2 受託者は、指定収集袋の交付後において、手数料の返還に応じてはならない。

(報告及び手数料の払込み)

第6条 受託者は、指定収集袋の取扱実績について、取扱い月ごとに高松市 一般廃棄物指定収集袋取扱実績報告書(様式第2号)により、翌月の5日までに市長及び会計管理者に報告しなければならない。

2 受託者は、手数料について、当月分を翌月の末日(その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに、市長が発送する納入通知書により高松市指定金融機関等に払い込まなければならない。

(届出義務)

第7条 受託者(連鎖化事業を行うものに限る。)は、指定収集袋を取扱う連鎖化事業の加盟者を追加し、又はその一部を取り消そうとするときは、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店(追加・取消)届(様式第3号)により、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該取消しに係る加盟者は、交付された証書を速やかに市長に返却しなければならない。

2 受託者は、第2条第2項の高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書又は前項に規定する追加届の記載事項に変更が生じたとき(第10条第2項に規定する場合を除く。)は、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録事項変更届(様式第4号)により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 受託者は、相当期間収納事務に従事することができない場合(連鎖化事業の加盟者の一部が、相当期間収納事務に従事することができない場合を含む。)は、あらかじめ、その理由及び期間について市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は、委託契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。ただし、連鎖化事業を行う者が、連鎖化事業の加盟者に委託業務を行わせる場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第9条 受託者に支払う委託料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の委託料は、高松市会計規則第84条第1項第5号の規定により、手数料に係る現金から繰り替えて支払うものとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(委託契約の解除)

第10条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除すること

ができる。

- (1) 収納事務の処理が著しく不相当であると認められるとき。
- (2) 受託者がその責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
- (3) 受託者が第2条第1項に規定する要件に適合しなくなったとき。

2 受託者は、自己の都合により委託契約を解除しようとするときは、その30日前までに、その旨を市長に通知しなければならない。

3 解除を受けた受託者は、在庫管理している指定収集袋及び交付された証票を速やかに市長に返還するとともに、既に収納している手数料を速やかに高松市指定金融機関等に納付しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により委託契約の解除が行われたときは、直ちに、収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

(検査等)

第12条 市長又は会計管理者は、受託者（連鎖化事業の加盟者を含む。）の保管する現金及び帳簿について、随時検査をし、又は報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表（第9条関係）

種類	委託料（10袋につき）
指定収集袋（大）	43.2円
指定収集袋（中）	32.4円
指定収集袋（小）	21.6円
指定収集袋（特小）	10.8円
指定収集袋（超特小）	5.4円

備考 委託料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月15日から施行する。
- 2 収納事務の委託を行うための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月分に係る指定収集袋の取扱実績の報告については、従前の方法による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定、様式第2号の次に2様式を追加する改正規定並びに次項及び第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する指定収集袋（超特小）に係る収納事務の委託を行うための必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 改正後の様式第2号に規定する様式による用紙は、平成28年9月分以降に係る報告について使用し、同年8月分までに係る報告については、なお従前の例による。

(11) 高松市臨時・粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号）別表第2に掲げる臨時に収集し、運搬し、及び処分する家庭系一般廃棄物の手数料（以下「手数料」という。）の収納事務（以下「収納事務」という。）の私人への委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2条 収納事務の委託を受けることができる者は、その者に課税された本市の市税の額のうち、次項の規定による申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者で、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあっては、第3号から第6号までに掲げる要件に適合する者とし、その他の者にあっては第1号から第3号までに掲げる要件に適合する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 本市の区域に3以上の店舗又は売場面積3,000平方メートル以上の店舗を有すること。

(2) 常態として、少なくとも午後7時まで販売業務を行っていること。

(3) 収納事務を適正に履行することができる設備、能力等を有すること。

(4) 特定連鎖化事業に係る約款に基づく契約（以下「連鎖化契約」という。）を締結している小売商

業者（以下「連鎖化小売業者」という。）が本市の区域に有する店舗の総数が3以上であること。

(5) 連鎖化小売業者が、常態として、少なくとも午後7時まで販売業務を行っていること。

(6) 連鎖化小売業者が、収納事務を適正に履行することができる設備、能力等を有すること。

2 収納事務の委託を受けようとする者は、臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結等)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請をした者が、同条第1項に規定する要件に適合し、かつ、相当と認めるときは、収納事務の委託契約を締結することができる。

2 前項の委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、別に定める証票を店舗（連鎖化事業者にあっては、連鎖化小売業者の各店舗）の見やすい場所に掲示しなければならない。

(処理シールの交付等)

第4条 市長は、受託者の店舗の数、規模等を考慮して、必要な枚数の処理シール（高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成5年高松市規則第11号）第3条の2第2項の臨時・粗大ごみ処理シールをいう。以下同じ。）を受託者に交付する。

2 受託者は、処理シールを適正に保管し、常に交付等の状況を明らかにしておかなければならない。

(手数料の収納)

第5条 受託者は、手数料を収納した際、処理シールの領収書欄にあらかじめ会計管理者に届け出た領収印を押印して、当該手数料を納付した者に交付するものとする。

2 受託者は、処理シールの交付後において、手数料の返還に応じてはならない。

(報告及び手数料の払込み)

第6条 受託者は、毎月の処理シールの交付実績について、臨時・粗大ごみ処理シール交付実績報告書(様式第2号)により翌月の5日までに市長及び会計管理者に報告しなければならない。

2 受託者は、収納した手数料については、当月分を翌月の末日(その日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日であるときは、これらの日の翌日)までに、前項の規定による報告に基づき市長が発送する納入通知書により高松市指定金融機関等に払い込まなければならない。

(届出義務)

第7条 受託者は、第2条第2項の臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書の記載事項に変更が生じた場合(第10条第2項に規定する場合を除く。)は、直ちに市長に届け出なければならない。

2 受託者は、相当期間収納事務に従事することができない場合(連鎖化小売商業者の一部が、相当期間収納事務に従事することができない場合を含む。)は、あらかじめ、その理由及び期間について市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は、委託契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は収納事務を第三者に再委託してはならない。ただし、連鎖化事業者が、連鎖化契約に基づき連鎖化小売商業者に委託業務を行わせる場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第9条 受託者に支払う委託料の額は、処理シールの交付枚数に500円を乗じた額の10パーセントに相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 前項の委託料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条第4号の規定により、手数料に係る現金から繰り替えて支払うものとする。

(委託契約の解除)

第10条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

(1) 収納事務の処理が著しく不相当であると認められるとき。

(2) 受託者がその責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。

(3) 受託者が第2条第1項に規定する要件に適合しなくなったとき。

2 受託者は、自己の都合により、委託契約を解除しようとする場合又は連鎖化事業者が第2条第2項の臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書に記載した連鎖化小売商業者の一部を取り消そうとする場合は、その30日前までに、市長にその旨を通知しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により委託契約の解除が行われた場合は、直ちに、収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

(検査等)

第12条 市長又は会計管理者は、受託者(連鎖化小売商業者を含む。)の収納事務の実施状況について、随時検査をし、又は報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(12) 高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機（以下これらを「処理機等」という。）を購入した者に対し、その購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量・資源化を促進するとともに市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助の対象となる処理機等)

第2条 補助金の交付の対象となる処理機等は、販売店から購入した未使用の本体であって、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 生ごみ^{たいひ}堆肥化容器 微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、又は減量させることを目的として製造されたもの（機械式のものを除く。）
- (2) 生ごみ処理機 微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量する機械式のもの（生ごみを粉砕するディスポーザー型のものであって、直接下水道等に流すものを除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、処理機等を購入した者で、かつ、次に掲げる条件を全て満たすもの（法人を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみ処理機を購入した者にあつては、その者に課された本市の市税の額のうち第7条の規定による申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があつた場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者
- (3) 処理機等を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者
- (4) 処理機等を常に良好な状態で保持し、他人に迷惑をかけず維持管理できる者

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(処理機等の数)

第5条 補助金の交付の対象となる処理機等の数は、1世帯につき生ごみ堆肥化容器にあつては2基、生ごみ処理機にあつては1基を限度とする。

- 2 処理機等を購入後、当該処理機等に係る第7条の規定による申請を行った日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日以後に当該処理機を買い替えた場合は、前項の範囲内で補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 本体の購入金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額が3,000円を超えるときにあつては、3,000円とする。
- (2) 生ごみ処理機 本体の購入金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に5分の2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額が1万6,000円を超えるときにあつては、1万6,000円とす

る。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表の左欄に掲げる処理機等の区分に応じ、当該中欄に掲げる申請書に、当該右欄に掲げる書類を添えて、当該処理機等を購入した日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

生ごみ堆肥化容器	高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付申請書（様式第1号）	生ごみ堆肥化容器を購入したことを証する領収書又は当該容器の購入者、購入日、商品名、購入金額及び販売店を確認することができる書類の写し
生ごみ処理機	高松市生ごみ処理機購入補助金交付申請書（様式第2号）	(1) 生ごみ処理機を購入したことを証する領収書及び保証書又は当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入金額及び販売店を確認することができる書類の写し (2) 生ごみ処理機購入（設置）報告書（様式第3号）

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上 補助金の交付の適否を決定し、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書（様式第4号）又は高松市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書（様式第5号）によりその旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付して交付するものとする。

3 第1項の交付決定通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(団体で申請する場合の特例)

第10条 地区（校区）で生ごみ堆肥化容器を一括して購入する場合においては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、購入者は、補助金の交付申請並びに請求及び受領に関する権限を当該地区（校区）の代表者に対し、委任状（様式第6号）により委任することができる。この場合において、補助金の交付の申請、交付の決定、決定の通知、実績報告、交付指令等、書類の整備、決定の取消し及び補助金等の返還、検査等は、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第3条、第4条、第5条、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条並びに第12条の規定を適用する。

(協力義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、処理機等を適正に活用し、ごみの減量・資源化に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。
(高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱(平成元年4月1日施行)
 - (2) 高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱(平成10年8月1日施行)
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱及び高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。
- 4 附則第2項の規定による廃止前の高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱別記様式に規定する様式による用紙及び同項の規定による廃止前の高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱様式第1号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金の限度額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金の限度額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 附則第2項の規定による改正前の高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱別記様式に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(13) 高松市リサイクル推進員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における一般廃棄物の減量化・資源化を推進し、快適な生活環境の保全とまちの美観の向上を図るため、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成5年高松市規則第11号）第17条の規定に基づく廃棄物減量等推進員として、高松市リサイクル推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(活動)

第2条 推進員は、各地区（高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則（平成22年高松市規則第2号）第2条第1項第1号に規定する活動地域に準ずる区域をいう。以下同じ。）内において、次に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの減量化の推進に関すること。
- (2) リサイクルの促進及び分別の指導に関すること。
- (3) 地域の環境美化のための清掃普及活動に関すること。
- (4) 各地区関係団体と市との連絡調整に関すること。
- (5) 市が行うごみの減量化・資源化啓発事業及び環境美化事業についての協力に関すること。

(定数)

第3条 推進員は各地区ごとに2人以上配置するものとし、定数は135人以内とする。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第5条 推進員は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理及び環境美化に熱意と見識を有する者として、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 各地区衛生組合協議会長
- (2) 各地区衛生組合協議会長が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(推進証等の支給)

第6条 推進員には、推進員証及び推進員の手引書を支給する。

(活動記録等)

第7条 推進員は、適宜、活動に伴う報告、意見、要望等を市に提出するものとする。

(会議)

第8条 推進員相互の活動交流を図り、理解を深めるため、適宜意見交換会又は研修会を開催するものとする。

(庶務)

第9条 推進員に関する事務は、環境総務課で行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

(高松市環境美化推進員設置要綱の廃止)

2 高松市環境美化推進員設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定に基づいてこの要綱の施行の日以後最初に委嘱される推進員の任期は、改正後の第4条本文の規定にかかわらず、平成19年4月20日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

(14) 高松市ごみステーションの設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の集積及び収集を行う場所（以下「ごみステーション」という。）の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、安全かつ効率的なごみの収集作業（以下「収集作業」という。）を行い、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(設置者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、ごみステーションを設置することができるものとする。

- (1) 自治会、衛生組合等の地域住民で形成された団体（以下「自治会等」という。）の代表者
- (2) 住宅団地等の開発業者で自己の開発区域内にごみステーションを設けようとするもの
- (3) 共同住宅の所有者又は管理者で当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設けようとするもの

の

(設置の基準戸数)

第3条 ごみステーションは、おおむね30世帯につき1箇所を基準として設置するものとする。

- 2 住宅団地等の開発行為又は共同住宅の建設によるごみステーションの設置については、当該開発行為又は当該共同住宅の計画戸数が20戸以上の場合に、当該開発区域内又は当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置するものとする。ただし、既存のごみステーションの共同使用について、そのごみステーションを管理する自治会等の同意を得た場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が収集作業の安全性の確保又は環境衛生の保持のため特に必要があると認める場合は、ごみステーションを設置することができる。

(設置場所)

第4条 ごみステーションの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場所とする。

- (1) 交差点からおおむね5メートル以上離れていること。
- (2) 消火栓及び貯水槽又は貯水池からおおむね5メートル以上離れていること。
- (3) 収集車が容易に横付けできること。
- (4) 通り抜けできる公道に面していること。ただし、住宅団地内又は共同住宅の敷地内で、収集車が容易に転回でき、収集作業に障害を来す車両等が放置されないような措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (5) 隣接する土地及び家屋の所有者その他関係者と事前に協議し、これらの者の承諾を得ていること。
- (6) 収集作業を安全かつ効率的に行うことができること。

(設置の申請等)

第5条 ごみステーションを設置しようとする者は、収集を受け始めようとする日の15日前までにごみステーション設置申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 住宅団地等の開発行為又は共同住宅の建設によりごみステーションを設置しようとする者は、当該開発行為又は建設に係る建築物の建築確認済証の交付の日までに、速やかに市長と事前に協議するものとする。

(設置の承認等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、第3条及び第4条に規定する

基準に適合するか否かを当該職員に実地に調査させ、承認又は不承認の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の結果をごみステーション設置承認通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（準用規定）

第7条 第5条第1項及び前条の規定は、ごみステーションの変更及び廃止について準用する。

（施設の設置）

第8条 ごみステーションの設置の承認を受けた者は、必要に応じて当該ごみステーションにごみを保管し、又は管理するための建物又は構築物（以下「ごみステーション施設」という。）を設けることができる。

- 2 前項の場合において、ごみステーション施設を設けようとする者は、当該ごみステーション施設の構造、面積等について、あらかじめ市長と協議するものとする。ごみステーション施設を変更し、又は廃止するときも同様とする。

（維持管理）

第9条 自治会等が設置したごみステーションにあつては、これを設置した自治会等は、当該ごみステーションを利用する者と協力して、適切な管理を行い、ごみステーション及び周辺環境美化に努めなければならない。

- 2 ごみステーションの設置の承認を受けた開発業者は、当該ごみステーションを利用しようとする者に対し、次に掲げる事項について周知及び指導をしなければならない。

(1) 他の利用者と協力して適切にごみステーションを管理すること。

(2) 周辺の環境美化に努めること。

- 3 前項のごみステーションを利用する者は、他の利用者と協力して、当該ごみステーションを適切に管理するとともに、当該ごみステーション及び周辺の環境美化に努めなければならない。

4 共同住宅の所有者又は管理者が設置したごみステーションにあつては、当該共同住宅の所有者又は管理者が、自己の責任において、これを維持管理するものとし、当該ごみステーションを利用する共同住宅の居住者に対して、ごみの適正な排出方法について周知及び指導をしなければならない。

5 前項の場合において、当該居住者がごみの排出を適正に行わない場合は、共同住宅の所有者又は管理者が、自らの責任において、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(15) 高松市産業廃棄物処理等指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (6) 処理業者 法の規定に基づき、高松市長から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
- (7) 収集運搬業者 処理業者のうち、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。
- (8) 処分業者 処理業者のうち、産業廃棄物の最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）又は中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における処分をいう。以下同じ。）を業として行う者をいう。
- (9) 県外産業廃棄物 香川県外で発生する産業廃棄物をいう。
- (10) 処分施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の中間処理又は最終処分の施設をいう。
- (11) 許可施設 処分施設のうち、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (12) 許可施設設置者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者をいう。
- (13) 許可施設設置予定者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請を行おうとする者をいう。
- (14) 処分業対象施設設置予定者 産業廃棄物の処分の業の用に供する処分施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）の設置又は変更（法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の許可を伴う場合又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の届出を伴う場合に限り。）を行おうとする者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監視し、及び適正処理の意識の啓発を図るとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

- 2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が図られるよう努めるものとする。
- 3 市は、関係機関等の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための指導及び監視に努めるとともに、不法投棄等の不適正な処分を行った者に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(事業者及び処理業者の責務)

第4条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法令（国が定める処理ガイドライン又は処理に関する技術指針を含む。）の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

第2章 事業者及び処理業者の処理

（事業者の処理）

第5条 事業者は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場又は法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置く事業場については、この限りでない。

2 事業者は、あらかじめ調査して、産業廃棄物の性状、組成等を把握しなければならない。この場合において、廃棄物データシート（廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDSガイドライン－（第2版）に記載されている廃棄物データシートのことをいう。）その他廃棄物データシートに準じた廃棄物の性状等の調査結果を記載した書類を、当該産業廃棄物の発生源別に作成し5年間保存しなければならない。ただし、市長が当該書類の作成を行う必要がないと認めた産業廃棄物については、この限りでない。

3 前項に規定する調査は、次により実施するものとする。

- (1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原材料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上
- (2) 製造若しくは加工の工程又は使用原材料を変更した場合は、当該変更の都度
- (3) 前2号に規定する場合以外の場合は、産業廃棄物を排出する都度

4 事業者は、省令第8条の5第1項に規定する記載事項に準じた事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

5 事業者は、産業廃棄物の処理を委託して行う場合には、政令第6条の2又は第6条の6に規定する基準のほか、次によらなければならない。

- (1) 委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、許可証の提示を求め、その事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している処分施設の現況等について実地調査を行う等、処理を委託しようとする産業廃棄物が適正、かつ、速やかに処分できる状態であることを確認した上で、書面により委託契約を締結すること。
- (2) 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した場合は、第2項に規定する書類の写しを当該事業者に交付すること。

（処理業者の処理）

第6条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、性状、取扱上の注意事項等を記載した法第12条の3に規定する管理票（前条第2項に規定する書類の写しを含む。）の提出を求め、当該産業廃棄物の処理が法第14条第1項、第6項若しくは第14条の2第1項の規定により受けている産業廃棄物処理業の許可又は法第14条の4第1項、第6項若しくは第14条の5第1項の規定により受けている特別管理産業廃棄物処理業の許可の事業範囲内であることを確認するとともに、事業者からの適正処理のための指示を遵守しなければならない。

2 収集運搬業者は、産業廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該収集又は運搬をする車両に許可証の写しを備え付けなければならない。

第3章 県外産業廃棄物の処理

（県外産業廃棄物の処理）

第7条 事業者は、市内において、自ら又は他の者に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例（平成13年香川県条例第58号。以下「県条例」という。）第13条第2項において読み替えて準用する県条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の交付を受けた事業者（県条例第13条第2項において読み替えて準用する県条例第7条第1項に規定する県内搬入計画の内容の変更（同項ただし書の軽微な変更を除く。次号において「県内搬入計画の変更」という。）をしていない者に限る。）が、当該協議結果通知書に係る県外産業廃棄物を自ら又は他の者に委託して処分し、又は保管する場合
- (2) 前号の協議結果通知書の交付を受けた事業者のうち県内搬入計画の変更をした者が、当該変更に係る県条例第13条第2項において読み替えて準用する県条例第7条第3項に規定する変更協議結果通知書の交付を受け、前号の協議結果通知書又は当該変更協議結果通知書に係る県外産業廃棄物を自ら又は他の者に委託して処分し、又は保管する場合
- (3) 市内において事業者が県外産業廃棄物を処分し、又は保管することにつき、特例として、市長がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認める場合（県外産業廃棄物処理の事前協議等）

第8条 前条ただし書（同条第3号に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物処分協議書（以下「県外協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類、量及び所在地
 - (4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する施設の処理能力（最終処分場にあつては、埋立容量をいう。以下同じ。）
 - (5) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
 - (6) 運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置
 - (7) 県外産業廃棄物の市内への搬入に関する業務を統括管理する者（以下「市内搬入業務責任者」という。）の氏名及び連絡先
 - (8) 収集若しくは運搬若しくは処分又は保管を委託する場合は、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (9) 県外産業廃棄物を市内で処分し、又は保管する理由
- 2 前項に規定する県外協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる試験結果成績書の全部又は一部について、市長が添付する必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類
 - (2) 県外産業廃棄物に係る第5条第2項に規定する書類（県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る）の写し
 - (3) 次に掲げる項目に関する試験結果成績書の写し
 - イ 廃棄物の組成・成分情報
 - ロ 特定有害廃棄物
 - ハ その他含有物質
 - (4) 運搬経路図
 - (5) 収集若しくは運搬若しくは処分又は保管を委託する場合は、委託契約書の写し又は受託

承諾書及び受託者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し
(通知書の交付等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による県外協議書の提出があったときは、その内容を審査し、当該県外産業廃棄物の処分又は保管を認めるときは、次に定める事項を記載した通知書を事業者に交付するものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類、量及び所在地
- (4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
- (5) 収集若しくは運搬若しくは処分又は保管を委託する場合は、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

2 事業者は、市内において、他の者に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管する場合には、前項に規定する通知書の写しを当該受託者に交付しなければならない。

3 処理業者は、県外産業廃棄物の処分又は保管を受託した場合には、前項の規定による通知書の写しの交付を受けた後でなければ、当該県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。

4 第1項第4号に規定する期間は、処分する場合にあっては1年以内、保管する場合にあっては6月以内の期間とする。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合については、この限りでない。

(県外協議書の内容の変更)

第10条 事業者は、県外協議書の内容の変更(第3項に規定する変更を除く。)をしようとするときは、その旨を記載した変更県外協議書を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による変更県外協議書の提出について、前条の規定は、同項の変更に係る通知書について準用する。

3 事業者は、県外協議書の内容の変更が次の各号のいずれかに掲げる事項であるときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 県外産業廃棄物を排出する事業場(建設工事等の現場を除く。)の名称
- (3) 市内搬入業務責任者の氏名又は連絡先

(県外産業廃棄物の処分報告)

第11条 第9条第1項の規定により通知書の交付を受けた事業者は、県外産業廃棄物を市内において処分を行ったときは、同項第4号の規定による期間の末日から10日以内に法第12条の3に規定する管理票とともに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する管理票には、第9条第1項に規定する通知書の日付及び番号を記入しなければならない。

第12条 削除

第4章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

(事前指導申出書の提出)

第13条 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、次条第1項又は第17条第1項の協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書(様式第1号。以下「事前指導申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事前指導申出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 当該施設を設置しようとする土地の登記簿又は建物の登記簿の謄本及び公図の写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図をいう。以下同じ。）
 - (2) 当該施設の付近の見取図及び当該施設の配置図（公図の写しに記載したもの。）
 - (3) 事業計画の概要を記載した書類
 - (4) 当該施設の概要を明らかにする図面
- 3 市長は、事前指導申出書の提出があったときは、土地利用等に関係する法令等を所管する行政機関等（以下「行政機関等」という。）に事前指導申出書の写しを送付し、施設の設置に係る問題点等（以下「問題点等」という。）について回答を求めるものとする。
- 4 市長は、前項の回答があったときは、問題点等を許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者に通知するものとする。
- 5 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、前項の通知を受けたときは、行政機関等と協議し、問題点等について講じる措置を市長に回答しなければならない。
- （産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の提出）
- 第14条 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、あらかじめ、別表第1の左欄に掲げる設置者の区分に応じ、同表の右欄に定める協議書を市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
- (1) 省令第11条第6項各号に掲げる書類（これらについては同条第7項及び第8項の規定の例によることができる。）及び図面
 - (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合（省令第11条の3各号のいずれかに該当する場合を除く。）にあつては、法第15条第3項に規定する生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (3) その他市長が必要と認めた書類又は図面
- 3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。
- （熱回収施設設置者の認定に係る協議書の提出）
- 第14条の2 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設設置者の認定の申請を行おうとする者は、あらかじめ、熱回収施設設置者認定協議書（様式第4号の2）を市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 前項の協議書には、省令第12条の11の5第2項において準用する省令第5条の5の5第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。
- （事前指導申出書の変更）
- 第15条 事前指導申出書を提出した者は、当該事前指導申出書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前指導申出書を市長に提出しなければならない。
- 2 第13条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。
- （産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の変更）
- 第16条 第14条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- （熱回収施設設置者の認定に係る協議書の変更）
- 第16条の2 第14条の2第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しよう

とするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 第14条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(処理業の許可申請に係る協議書の提出)

第17条 法第14条第1項、第6項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処理業の許可又は法第14条の4第1項、第6項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行おうとする者は、あらかじめ、別表第2の左欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の中欄に定める協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、別表第2の右欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

4 第1項の協議書が産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係るものであるときは、市長は、前項の審査において、当該産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業を行うために必要な施設が現に設置されていることを確認するものとする。

(処理業の許可申請に係る協議書の変更)

第18条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

第5章 許可施設の承継に係る事前協議

(許可施設の譲受け等に係る協議書の提出)

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の提出)

第18条の2 法第12条の7第1項の規定による認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の2による協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第8条の38の5第4項各号に掲げる書類

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の変更)

第18条の3 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定に係る協議書の提出)

第18条の4 法第12条の7第7項の規定による変更の認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の3による協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第8条の38の6第2項に掲げる書類

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 第18条の2第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

第19条 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設譲受け等協議書(様式第11号)を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第12条の11の12第2項各号に掲げる書類（これらについては同条第3項の規定の例によることができる。）

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

（許可施設の譲受け等に係る協議書の変更）

第20条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の提出）

第21条 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者は、あらかじめ、合併・分割協議書（様式第12号）を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第12条の11の13第2項各号に掲げる書類（これらについては同条第3項の規定の例によることができる。）

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

（許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の変更）

第22条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第6章 報告

第23条 許可施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第13号による報告書を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第15号による報告書を市長に提出しなければならない。

第7章 指導監視等

（産業廃棄物指導監視）

第24条 市長は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、必要に応じ、当該職員に、事業者又は処理業者に対し、指導票を交付させるものとする。

2 前項の規定により指導票の交付を受けた事業者又は処理業者は、速やかに、改善措置を講じるとともに、その実施状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（不法投棄等の対策）

第25条 市長は、産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処分に迅速に対応するため、必要に応じ、関係機関等の協力を求めるものとする。

2 事業者は、処理を委託した産業廃棄物が処理業者によって不法投棄等された場合には、当該処理業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

- 3 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者に再委託した場合において、再委託を受けた処理業者によって不法投棄等された場合には、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に香川県産業廃棄物処理等指導要綱（平成10年6月17日施行。以下「県要綱」という。）の規定により香川県知事若しくは香川県の保健所長（以下「知事等」という。）が行った処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に県要綱の規定により知事等に対して行っている協議その他の行為で、この要綱の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った協議その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、改正後の高松市産業廃棄物処理等指導要綱の規定は平成18年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第4項の規定は、この要綱の施行日以後に提出された県外協議書に係る県外産業廃棄物の処分又は保管について適用し、同日前に提出された県外協議書に係る県外産業廃棄物の処分又は保管については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行し、改正後の高松市産業廃棄物処理等指導要綱の規程は、同年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

設置者の区分	協 議 書
許可施設設置予定者（当該許可施設を変更しようとする者を除く。）	産業廃棄物処理施設設置協議書（様式第2号）
処分業対象施設設置予定者（当該処分施設を変更しようとする者を除く。）	処分業対象施設設置協議書（様式第3号）
許可施設又は処分業の用に供する処分施設を変更しようとする者	産業廃棄物処理施設等変更協議書（様式第4号）

別表第2（第17条関係）

許可の区分	協 議 書	添付書類
法第14条第1項の許可	産業廃棄物収集運搬業協議書（様式第5号）	省令第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面
法第14条第6項の許可	産業廃棄物処分業協議書（様式第6号）	省令第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面
法第14条の2第1項の許可	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書（様式第7号）	省令第10条の9第2項において準用する第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面
法第14条の4第1項の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業協議書（様式第8号）	<p>(1) 省令第10条の12第2項において準用する第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 第10条の12第3項の適用を受ける場合にあっては同項各号に掲げる書類</p>
法第14条の4第6項の許可	特別管理産業廃棄物処分業協議書（様式第9号）	<p>(1) 省令第10条の16第2項において準用する第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 省令第10条の16第3項に掲げる書類（同項ただし書きに規定する場合を除く。）</p>
法第14条の5第1項の許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書（様式第10号）	<p>(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては、省令第10条の22第2項において準用する第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物処分業にあっては、省令第10条の22第3項において準用する第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面</p>

(16) 高松市一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）及び高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成5年高松市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市における一般廃棄物処理業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令、条例及び規則の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物で、し尿及び浄化槽汚泥を除いたものをいう。
- (2) 積替え又は保管 一般廃棄物処理業の許可を受けた者又は受けようとする者が行う一般廃棄物の積替え又は保管をいう。
- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(許可の範囲)

第3条 この要綱における許可の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。） 一般廃棄物の収集又は運搬を行う業をいう。
- (2) 一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。） 市内に設置された施設（移動式のものを含む。）を使用し、一般廃棄物の処分を行う業をいう。

第2章 収集運搬業の許可

(許可の基準)

第4条 この要綱における収集運搬業の許可に要する基準は、規則第6条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者（条例第15条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者をいう。以下この章において同じ。）が、申請時において、市内に住所又は事務所若しくは営業所（以下「事務所等」という。）を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所等を有すること（事務所等の所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 申請者が、申請に係る廃棄物を適正に収集運搬するために必要な措置を講じていること。

(3) 申請者が使用する設備及び器材は、原則として申請者が所有しているもの（所有していない場合には、使用する権原を有するもの）であること。

(許可の申請)

第5条 申請者は、規則第5条第1項第1号又は第2項に規定する申請書に、申請者等に関する調書（様式第1号）及び次に掲げる書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請者が個人の場合は、住民票の写し（本籍地記載のもの。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(3) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(4) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌ及び次に掲げるアからエのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書。

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアに該当する者のあるもの

ウ 個人で政令で定める使用人のうちにアに該当する者のあるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 申請者が個人の場合は、資産に関する調書及び直近の年度における市税の滞納がないことを証する書面

(6) 申請者が法人の場合は、直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び市税の滞納がないことを証する書面

(7) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(8) 申請者が法人の場合は、法第7条第5項第4号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(9) 申請者が法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）

(10) 申請者に法第7条第5項第4号リ又はヌに規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(11) 当該業務に従事する従業員の氏名と業務内容を記載した一覧表

(12) 事務所等の所在が、第3号の登記事項証明書により確認できない場合は、当該事務所等の営業証明書及び申立書、所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書面、周辺地図並びに事務所等の写真

(13) 当該業務に使用する車両の写真及び自動車検査証の写し

(14) 当該業務に使用する器材の図面又は写真

(15) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる書類及び図面

ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写し

イ 土地及び建物の登記事項証明書（建物について登記していない場合は、その所有権又は使用する権原を有することを証する書面）

ウ 当該施設の配置図及び周辺の地図

エ 積替え又は保管を行う廃棄物の種類及び保管量

オ 積替え又は保管を行う施設の構造を明らかにする見取図

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類、図面等
（許可の条件）

第6条 市長は、収集運搬業の許可をする場合においては、次の条件を付することができる。

(1) 収集運搬業の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）は、市長が指定するごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物の収集運搬に係る本市からの委託を受託することができないこと。

(2) 収集運搬許可業者は、収集した廃棄物を本市が管理又は運営する処分施設（以下「市の処分施設」という。）に搬入する場合は、市の処分施設が定める搬入管理要綱及び条例第7条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の実施計画に適合するよう分別収集し、できる限り再資源

化及び減量化を図るように努めること。

(3) 収集運搬した廃棄物の保管は、原則として、日曜日等市の処分施設へ収集運搬した廃棄物を搬入できない場合に限り行うこと。ただし、分別及び再生利用のために行う場合は、この限りでない。

(4) 取り扱う廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、並びに悪臭及び汚水を漏らすことがないように使用する施設、車両、器材等について、常に点検及び整備を行い、安全かつ清潔を保持するよう必要な措置を講じること。

第3章 処分業の許可

(許可の基準)

第7条 この要綱における処分業の許可に要する基準は、規則第6条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者(条例第15条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処分業及び法第8条第1項又は第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。)が、申請時において、市内に住所又は事務所等を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所等を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)

(2) 申請者が、申請に係る廃棄物を適正に処分するために必要な措置を講じていること。

(3) 申請者が、一般廃棄物処分業を行うための施設又は法第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可を要する施設(以下「処理施設」という。)の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)

(処理施設設置の事前指導)

第8条 処理施設を設置しようとする者は、規則第5条第1項第2号に規定する申請書を提出し、又は法第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ一般廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書(様式第2号。以下「事前指導申出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、当該処理施設について、法第15条の2の4の規定により届け出た場合は、この限りでない。

2 前項に規定する事前指導申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 当該処理施設を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書並びに当該処理施設を設置しようとする土地に係る不動産登記法第14条に規定する地図の写し

(2) 当該処理施設の付近の見取図及び配置図

(3) 事業計画の概要を記載した書類

(4) 当該処理施設の概要を明らかにする図面

3 市長は、事前指導申出書の提出を受けたときは、土地利用等に関する法令等を所管する行政機関等(以下「行政機関等」という。)に事前指導申出書の写しを送付し、当該処理施設の設置に係る問題点等(以下「問題点等」という。)について意見を求めるものとする。

4 市長は、行政機関等から意見が提出されたときは、問題点等を事前審査の申出者に通知するものとする。

5 当該処理施設を設置しようとする者は、前項の規定による通知を受けたときは、行政機関等と協議し、問題点等について講じる措置を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 申請者(条例第15条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者に限る。)は、規則第5条第1項第2号又は第2項に規定する申請書に申請者等に関する調書(様式第1号)及び次に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1号から第12号までに掲げる書面

- (2) 保管を行う場合には、保管を行う場所に関する次に掲げる書類及び図面
 - ア 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し
 - イ 土地及び建物（保管を行う施設）の登記事項証明書（建物について登記していない場合は、申請者が所有権又は使用権原を有することを証する書面）
 - ウ 保管を行う施設の配置図及び周辺の地図
 - エ 保管を行う廃棄物の種類及び保管量
 - オ 保管を行う施設の構造を明らかにする見取図
- (3) 当該業務に使用する器材の図面又は写真
(許可の条件)

第 10 条 市長は、処分業の許可をする場合においては、次の条件を付することができる。

- (1) 保管を行う場合には、処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認める期間とし、その保管量は、処理施設の処理能力から勘案し、適正に処分できる範囲のものとする。
- (2) 処理施設の機能の維持管理が技術上、許可の基準に適合するよう、及び、騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講じること。
- (3) 取り扱う廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、並びに悪臭及び汚水を漏らすことがないよう処理施設、保管に関する施設、車両、器材等について常に点検及び整備を行い、安全かつ清潔を保持するよう必要な措置を講じること。
- (4) その処分に伴い生ずる一般廃棄物の処分が適正に行われるよう必要な措置を講じること。

第 4 章 届出

(届出)

第 11 条 収集運搬許可業者及び処分業の許可を受けた一般廃棄物処分業者（以下「許可業者」という。）は、事業の全部を廃止したときは、当該廃止の日から 10 日以内に高松市一般廃棄物処理業廃業届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、次に各号のいずれかに該当するときは、当該変更の日から 10 日以内に高松市一般廃棄物許可事項変更届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の一部を廃止したとき。
- (2) 氏名又は名称を変更したとき。
- (3) 役員等を変更したとき。
- (4) 事務所又は事業場の所在地を変更したとき。
- (5) 事業の用に供する施設等の設置場所、構造等の軽微な変更をしたとき。
- (6) 許可を受けた車両を変更したとき。

3 許可業者は、前項の届出に、当該変更内容に係る第 5 条及び第 9 条に規定する書面を添付しなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(17) 高松市資源ごみ持ち去り防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源ごみの持ち去り行為の防止に関し、必要な事項を定めることにより、資源ごみの行政回収制度の維持及び円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源ごみ ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物のうち、次に掲げる物をいう。

ア 新聞紙、新聞折込みちらし、書籍、雑誌、段ボール及び紙製容器包装

イ 布及び衣類

ウ 缶

エ ガラスびん

オ ペットボトル

カ プラスチック製容器包装

(2) 市等 市及び市から資源ごみの収集または運搬の委託を受けた者をいう。

(3) ごみステーション 市民が定期収集(市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集をいう。)の対象である家庭用一般廃棄物を排出するための集積所として市長が別に定める場所をいう。

(遵守事項)

第3条 市等以外の者は、ごみステーションに排出された資源ごみを持ち去ってはならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、ごみステーションからの資源ごみの持ち去り防止に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市等以外の者によるごみステーションからの資源ごみの持ち去り行為を発見したときは、市長に通報するものとする。

(現地調査等)

第6条 市長は、前条の報告を受けたときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

2 市民は、前項の調査に協力するものとする。

(持ち去った者への指導)

第7条 市長は、前条第1項の調査により資源ごみを持ち去った者を特定したときは、当該持ち去った者に対し、資源ごみの持ち去りをしないよう、必要な指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(18) 高松市南部クリーンセンター一般廃棄物搬入管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市南部クリーンセンター（以下「南部クリーンセンター」という。）において処理する一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の搬入に関し、必要な事項を定めることにより、南部クリーンセンターのごみ処理業務の適正な管理運営に資することを目的とする。

(施設の設置)

第2条 一般廃棄物の焼却および破砕・選別処理を行うため、南部クリーンセンターにごみ処理施設および廃棄物再生利用施設を置く。

(搬入時間等)

第3条 南部クリーンセンターに、一般廃棄物を搬入することができる時間は午前8時30分から午後4時30分まで（廃棄物再生利用施設にあっては、午後4時まで）とし、一般廃棄物を搬入することができない日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その日時を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(搬入することができない一般廃棄物)

第4条 次に掲げる一般廃棄物は、南部クリーンセンターに搬入することができない。

- (1) 本市の行政区域外において排出されたもの
- (2) 別表第1に規定する搬入禁止物
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物および特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
- (4) 次条に規定する搬入基準に適合しないもの
- (5) その他市長が南部クリーンセンターのごみ処理業務に支障があると認めるもの

(搬入基準)

第5条 南部クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物の基準は、ごみ処理施設については別表第2、廃棄物再生利用施設については別表第3のとおりとする。

(搬入対象者の範囲)

第6条 南部クリーンセンターに一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市及び本市の一般廃棄物の収集を受託した者
- (2) 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- (3) 本市の行政区域内において排出された一般廃棄物を自ら搬入する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に搬入を認める者

(搬入の手続)

第6条の2 前条第3号の一般廃棄物を自ら搬入する者は、一般廃棄物搬入申込書（自己搬入）（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 南部クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 第5条に規定する搬入基準に従い、分別を徹底して搬入すること。
- (2) 南部クリーンセンターへの運搬又は搬入に際し、一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。

- (3) 南部クリーンセンターへの運搬又は搬入に際し、一般廃棄物を飛散し、又は流出させたときは、自らの責任において、当該一般廃棄物の除去及び清掃を行うこと。
- (4) 搬入する一般廃棄物について計量、検査等を受けること。
- (5) 管理運営事業者（南部クリーンセンターの管理運営業務を受託した事業者をいう。以下同じ。）の従業員が行う計量業務及び南部クリーンセンター又は管理運営事業者の従業員が行う検査業務等に協力し、その指示に従うこと。
- (6) 計量台へは最徐行で進入し、計量台で急停車又は急発進をしないこと。
- (7) 南部クリーンセンター内の通行区分、標識、信号等の指示に従うこと。
- (8) 南部クリーンセンター内では事故の防止に努めるとともに、常に安全を確認して作業を行うこと。
- (9) その他南部クリーンセンター又は管理運営事業者の従業員の指示及び指導に従うこと。
(搬入の拒否等)

第8条 市長は、搬入者が関係法令、この要綱若しくは本市の他のごみ処理施設の一般廃棄物搬入管理要綱に違反したとき、又は南部クリーンセンターの管理運営に支障があると認めるときは、当該搬入者が搬入した一般廃棄物の全部若しくは一部を南部クリーンセンターの施設外へ撤去するよう命じ、又は当該搬入車両を占有している者に対し、期間を定めて、南部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

2 市長は、前項の規定により搬入を拒否したときは、搬入者へその内容を通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 搬入者は、自己の責めに帰すべき事由により、南部クリーンセンターの施設、設備等を損傷し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

搬入禁止物	品 目 の 例 示
有害性・有毒性を有するもの	(1) 農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの (2) 焼却処理によって有害物質に変化するもの (3) 前2号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等

引火性・爆発性を有するもの	(1) ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの (2) 前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で、消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐敗した多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅 1.4m、長さ 2.0m、高さ 1.3mを超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）
処理が困難なもの	(1) 発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型鋼、FRP製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、漬物石等）、ピアノ、耐火金庫、自動車部品（マフラー、バンパー等）等 (2) その他適正な処理が困難であると市長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	(1) ボタン電池、充電式電池（ニカド電池等） (2) デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ／一体型パソコン、液晶ディスプレイ／一体型パソコン (3) 携帯電話機（PHSを含む。） (4) FRP船 (5) オートバイ (6) 消火器

別表第2（第5条関係）

ごみ処理施設

搬入基準	品目の例示
容易に焼却できるもの	(1) 生ごみ（調理くず、残飯、茶殻、貝殻、卵殻等） (2) 紙くず（ちり紙、写真、手紙、はがき、カレンダー等） (3) 繊維くず（裁断くず、雑きん、軍手、ぬいぐるみ、少量の毛糸等） (4) 木・竹製品（ほうき、鉛筆、げた、竹くし、はし、ようじ等） (5) テープ類（カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン等で少量のもの） (6) 寝具類（布団、座布団、クッション、枕等で50cm四方以内のもの） (7) せん定ごみ（自らせん定したもので太さ（直径）5cm以下、長さ50cm以下のもの） (8) 落葉、枯葉等 (9) 廃食油（紙・布に浸したもの、固形化したもの）
焼却処理が必要なもの	(1) 紙おむつ（汚物を除去したもの） (2) 犬・猫用トイレの砂等で少量（1袋10kg以下で2袋まで）のもの (3) 犬・猫等の死体（段ボール等に収納したもの）

灰類	練炭、豆炭、かいろ灰、燃え殻等（水を含ませること等により完全に消火しているもので、かつ、少量（1袋 10 kg以下で2袋まで）のもの）
----	---

別表第3（第5条関係）
廃棄物再生利用施設

搬入基準	品目の例示
破碎ごみ	(1) プラスチック製品（バケツ、洗面器、歯ブラシ、プラモデル、ホース（長さ50cm以下）等） (2) 陶磁器類（茶碗、皿、植木鉢、花瓶等） (3) 皮革・合成製品（靴、サンダル、鞆、グローブ、財布等） (4) ガラス・びんくず（耐熱ガラス、板ガラス、油びん、農薬・劇薬びん、コップ等） (5) 小型家具（カラーボックス、座いす、テレビ台、人形ケース等） (6) 小型家電製品（オーブントースター、アイロン、電話機等） (7) 小型金属製品（やかん、鍋、フライパン、スプーン、アルミホイル等） (8) 複合素材製品（傘、ボールペン、玩具、ちりとり、ポット等）
缶・びん・ペットボトル	(1) スチール缶（飲料缶、菓子缶、海苔缶、缶詰、ミルク缶、各種スプレー缶・カートリッジガスボンベ等） (2) アルミ缶（飲料缶、各種スプレー缶等） (3) ガラスびん（飲料びん、酒びん、インスタントコーヒーびん、化粧品びん等） (4) ペットボトル（飲料用、酒用、しょう油・みりん・みりん風調味料・めんつゆ・食酢・調味酢用等）
紙・布類	(1) 新聞紙（新聞紙、折込広告等） (2) 雑誌（週刊誌、漫画雑誌、書籍等） (3) 段ボール（段ボール箱、段ボール紙等） (4) 紙パック（牛乳パック、ジュースパック（内側の白いもの）等） (5) 紙製容器包装（紙箱、紙袋、包装紙、手提げ袋、紙缶、台紙、紙製トレイ等） (6) 布・衣類（洋服、和服、下着、シーツ、タオル等）
プラスチック容器包装	(1) ラップ類（トレイのラップ、フィルム状の包装等） (2) ポリ袋類（菓子、パン、冷凍食品の袋、スーパーのレジ袋等） (3) カップ類（カップ麺、プリン・ゼリー等のデザート等の容器等） (4) ボトル類（シャンプー・ボディソープ、食器洗剤等の容器等） (5) パック類（惣菜、卵、豆腐等の容器等） (6) チューブ類（ケチャップ、わさび等の容器等） (7) 食品トレイ類（肉、魚等の容器等）、発泡スチロール (8) プラスチック製のふた、キャップ
臨時・粗大ごみ	(1) 大型家具（ベッド、カーペット、ソファ、本箱、たんす等） (2) 大型家電製品（ファンヒーター、こたつ等） (3) 大型日用品（布団、自転車、衣装ケース等） (4) 機器類（鉄あれい、ボウリングのボール、草刈り機（家庭用）等） (5) 1回当たりの搬入数量等を制限して受け入れるもの ア アルミサッシ・サッシ(10枚まで)

	イ ガラス (100 kgまで) ウ カーポート (1台分を解体し、長さ1 m以下) エ コンクリート殻 (100 kgまで) オ 板くず (ベニヤ板を含む。)(長さ1 m以下、厚さ5 cm以下で100 kgまで) カ 材木 (長さ1 m以下、太さ(直径)20cm以下で100 kgまで) キ 焼却灰 (100 kgまで) ク 畳 (16枚まで) ケ 波トタン板(10枚まで) コ ふすま・障子(10枚まで) サ プレハブ (1坪以下を解体し、長さ1 m以下) シ ブロック(20個まで)、レンガ(40個まで)、瓦(30枚まで) ス 練炭・豆炭 (100 kgまで) セ 土・砂・小石 (1袋10 kg以下で10袋まで) ソ 波スレート・断熱材・断熱ボード (10枚まで) タ 自動車用タイヤ (4本まで) チ 自動車・オートバイ用バッテリー (2個まで) ツ 被災ごみ (家財道具に限る。) (6)その他市長が認めるもの
有害ごみ	筒型乾電池、水銀体温計、蛍光管、ライター (使い捨てライターを含む。) 等

注

- 1 「破碎ごみ」の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 同じ品目でも、大きさや数量によって、粗大ごみとして取り扱う場合がある。
 - (2) 刃物、先のとがったもの、ガラスくず等は、「危険物」と表記し、紙等に包んでおくこと。
- 2 各種スプレー缶・カートリッジガスボンベは、穴を開けて、内容物を取り除いておくこと。
- 3 ガラスびん及びペットボトルのふた、キャップ等は、必ず取り除いておくこと。
- 4 プラスチック容器包装の項中「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む。)を、「包装」とは商品を包むものいい、これらの中身を出したり、使ったりした後、不要になるものをいう。
- 5 「臨時・粗大ごみ」の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 原則、市民が自らの家庭から搬出した廃棄物を自己搬入する場合に限る。
 - (2) 家具類、布団等のうち事務所、商店、工場等から事業系一般廃棄物として排出されるものについては、搬入方法、数量等を制限することがある。
 - (3) ファンヒーター、石油ストーブ等の燃料は抜き取り、着火用乾電池は取り除いておくこと。